

平成25年3月

中札内村議会定例会会議録

平成25年3月18日（月曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君
総務課長補佐	中道真也君	住民課長補佐	渡部浩樹君
福祉課長補佐	岩崎孝哉君	福祉課長補佐	成沢雄治君
		保育所長	

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君 教育次長 大和田貢一君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼 務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 片山勇一郎君 書記 深田三恵君

◎議事日程

日 程 第 1	請 願 第 1 号 (委員会報告)	自治体財政の確保と地方分権の確立を求める請願
日 程 第 2	議案第17号	中札内村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 3	議案第18号	中札内村公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 4	議案第19号	平成25年度中札内村一般会計予算について
日 程 第 5	議案第20号	平成25年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
日 程 第 6	議案第21号	平成25年度中札内村介護保険特別会計予算について
日 程 第 7	議案第22号	平成25年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
日 程 第 8	議案第23号	平成25年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について
日 程 第 9	議案第24号	平成25年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きたいと思います。
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 請願第1号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める請願

○議長（高橋和雄君） 日程第1、請願第1号、自治体財政の確保と地方分権の確立を求める請願を議題にします。

この請願は、総務常任委員会に付託した事件です。
審査が終了し、総務常任委員長から報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
男澤総務常任委員長。

（男沢秋子総務常任委員会委員長登壇）

○総務常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務常任委員会審査報告。

平成25年3月8日開会の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。

請願第1号、自治体財政の確保と地方分権の確立を求める請願。

2、経過。

審査は3月14日全委員の出席を得て審議した。

3、結果。

本請願の内容・趣旨は十分理解できるものである。

4、決定。

本請願については、3月8日開会の定例会で可決した意見書案第1号と同一内容のものであり、これと同一の議決をしたものとし、みなし採択とする。

○議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。

これから、請願第1号を議題にします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、3月8日開会の定例会において可決した意見書案第1号と同一内容のものでありますので、これと同一の議決をしたものとし、委員長報告のとおりみなし採択とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号はみなし採択といたします。

◎日程第2 議案第17号 中札内村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議案第17号、中札内村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、かんがい施設の受益者から納付される畑地かんがい用水施設分担金は、条例で定める額で徴収した場合に、札内川地区かんがい施設維持管理協議会に対して村が負担すべき額を上回るため、平成25年に限り、分担金の額を減額しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 補足説明を申し上げます。

議案関係資料黒ナンバー16番をご用意ください。

18ページをお開きください。

こちらに記載のとおり、畑地かんがい用水施設分担金は、条例の別表で基本額が1栓につき7万円。

栓数割が1栓につき5,000円と定めていますが、条例の金額で分担金を徴収した場合、施設の維持管理を行う札内川地区かんがい施設維持管理協議会に対して、村が負担する額を約1万1,000円上回る見込みになったことから、受益者分担金を調整するため、条例附則で基本額の7万円を25年度に限り、6万8,000円に改定しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わります。

議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） ちょっと1点教えていただきたいのですが、提案理由については大枠はそういうことで改正されるのかなというふうにわかるのですが、総体の維持費用というのかな、それに対して、協議会ですから何百の栓があるとかこうなるのですが、その辺の形からして、当初7万円で決めていたけども、結果的に維持管理費用が足りなくなったので、2,000円下げて6万8,000円にという、そんな大枠のことだろうと思うのですが、そこら辺ちょっとわからないものですから教えていただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 札内川地区維持管理施設負担金ということで、条例でもともと7万円ということで計画で定めております。

その中で、維持管理、今、札内川畑かん地区の維持管理、4市町村、帯広、幕別、中札内、更別で協議会を組織してやっております。

その中で、栓数割ということで、今現在そこにかかわる維持管理費をそれぞれ負担しな

がら見てきております。

この中で、例年、その年の予算の中で維持管理にかかわる予算を組んだ中で、4市町村で栓数割で割れたときに、その負担額が7万円にいかないというときに、条例でその年に限り、その部分の減額して、来年については6万8,000円ということで決めさせていただいております。

今後、畑かんが全部完了した場合には、地区、今、左岸地区もやっておりますけども、今後、管理地区も増えてきますので、7万円以上が維持管理にかかるということでございます。

○議長（高橋和雄君） 維持管理が少なくなっているからということですよ。

○施設課長（長澤則明君） 維持管理というか、毎年維持管理費は条例でそこまでかからない分は見させてもらっておりますけども、年々、管理地区が畑かんの関係と同じように増えてきております。

その中で、以前は7万円と6万円とか、昨年の場合は6万7,000円というように、維持管理にかかわる経費を見合った分だけ、それぞれの受益者さんからいただいているということでございますので、その維持管理協議会から村の方にこれだけかかりますよというような予算を見て、その中で決めさせていただいているということで、維持管理費が下がってきているというようなものではございません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 大枠はそういう形で、この7万円が変わっていくのかということがあるのでございますけども、なかなか数字が出てこないとピタッと当てはまっていけないのかな。維持管理で全体的にどういう形で維持管理していくために費用があるよ。

それは市町村で助成しているのかどうかかわからないのだけでも。

負担金もありながら、そういう形で1栓につき7万円をもらって、2栓、3栓、1栓につき5,000円をいただいて、維持管理しているということだろうと思うのですけども。

なかなか資料が、今の総体の話ではそういうことなのかなというふうにわかるのですけども、なかなか数字が出てこないと根拠的にちょっとわからないのという気がするのですよ。

そんなことで、今後、また時限的に、来年、再来年ということでもし変われば出てくるというふうになるかと思うのですけど、その辺がみんなが理解できるような資料を付けていただければ、よりわかることかなというふうに思いますので、今後、お願いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 要望ということでよろしいですか。

これから予算の審議もありますので、その中でまた聞いていただければと思います。

そのほか、ご質問ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第17号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 17 号、中札内村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第 18 号 中札内村公園設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) 日程第 3、議案第 18 号、中札内村公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、受託者の自主的な運営努力と効率的な運営管理に努めてもらうため、受託管理者において定めた額としておりましたが、行政財産の使用料は設置者の村が定める必要があることから、改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を阿部産業課長。

○産業課長(阿部雅行君) 補足説明いたします。

黒ナンバー 16 番、議案関係資料 19 ページをお開きください。

中札内村公園設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表により説明いたします。

今回の改正につきましては、札内川園地南札内溪谷の施設使用料徴収に係る変更でございます。

これらの施設の使用料は、整備当初、昭和 55 年から条例に定めまして、村が徴収し、歳入としておりました。

その後、昭和 60 年に管理を受託する者の効率的な運営管理に努めてもらうことにより、受託者が額を定め、受託者が収納してきております。

先ほど説明した通り、行政財産のうち公共の用に供する使用料は、村が条例で定める必要がありますが、現状では定めがなく、適正を欠いている状態となっております。

このようなことから、条例上に使用料を明記するため、関連する条項を追加しようとするものです。

第 4 条、使用料であります。

第 1 項で、使用料は受託管理者において定めた額とし、受託管理者において収納するものとする。を、別表第 2 に定める額を納入しなければならないと改め、使用料につきましては、次のページ、バンガロー、テニスコートと現在の使用料を条例に明記いたしました。

戻っていただきまして、第 4 条第 2 項の減免規定は、他の公共施設の扱いに準じて、新たに条立てを行い、第 4 条の 2 に、使用料の減免規定、そして、第 4 条の 3 に、使用料の還付規定を追加するものです。

20 ページを開いていただきまして、別表第 1 の主なる公園施設の名称を、村民休養施

設から具体的に、キャンプ場、バンガロー、レストハウス、テニスコート、バーベキューハウスと明記いたしました。

施行日につきましては、平成25年4月1日としております。

なお、使用料の徴収につきましては、地方自治法施行例第158条及び村財務規則により、私人に徴収または収納の事務の規定により委託しようとする。

新年度、使用料の歳入につきましては、札内川園地使用料として62万円を計上しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わります。

議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 今まで適正でなかったというか、今回、是正するのは当然のことだと思って。

この中身の問題ではなくて、私も以前、一般質問をした中で、その札内川園地全体、日高山脈山岳センターも含めて、一体の施設であるので、指定管理者制度の対象となる施設でないのかということで質問したとき、検討するというような答弁いただいたと思うのです。

その後の検討の状況はどうだったのか、1点伺います。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 指定管理者制度につきましては、平成15年度の地方自治法の一部改正により、3年間の期間猶予を経て、平成18年度から指定管理にしなければならない施設は指定管理にしてきております。

札内川園地につきましては、当時、なぜ指定管理にできなかったのかというところから始まりますけれども、管理自体につきましては委託という形で行っていますけれども、運営につきましては、村職員及び観光振興専門員とが行っていき、運営については村が直接かわっているという形で、当時、指定管理の方にはいたしませんでした。

そのほか、指定管理の対象の施設として、公の施設でなければならないと定められております。

この公の施設の規定につきましては、簡単に言いますと、単独条例がなければ公の施設に認められないということです。札内川園地につきましては、公園管理条例の中の一つとして捉えられております。

よりまして、今回は指定管理の対象とはしておりません。

なお、一部、山岳センターにつきましては、単独条例がありますので、その部分については指定管理対象できるのですが、札内川園地一帯としては管理を行っていないことから、それにつきましてもしておりません。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 以前は、山岳センターは教育委員会。

ほかは観光協会に委託していると。

それが18年ですか。一帯として観光協会に委託したということで、この中にも、山岳

センターの設置条例というのがありますよね。

公園設置条例の中で札内川溪谷何とか公園となっているのですね。

そのこと自体もちょっとおかしいのではないかなと思うのですよね。

そういう公園の中に、山岳センターだけ条例があるというのは。

やはり一帯のものなので、当然、今後、条例も見直して、あそこ一帯の施設として何らかの条例改正というかな、条例の設置が僕は必要でないかなというふうに、そんな気がしています。

それと、今、今回はこれは村に歳入として入るのでしょうか、やはりあそこは指定管理者制度にきちっとして、こういう歳入は、このほかにも宿泊棟とかありますよね。ああいう収入も観光協会の中で収入として予算の中に組み込むという方が弾力的な予算の執行ができるのではないかなというふうに、一つ思っています。

それともう1点、やはり山岳センターの設置条例があるのですから、今、課長の答弁では、村の職員も携わっているというような言い方していましたが、実態として、多分観光推進員のこと言っていると思うのです。

でも、実態として、彼女は何回向こうの方に管理しているのかなと思ったとき、ほとんど名目だけの観光推進員ということで携わっているだけで、ほとんど実態は観光協会が一連の管理を一体となってやっているのではないかなと思うのですよね。

そういう面ではやっぱり指定管理者制度にきちっと制度を移行するのが、僕は本当でないかなというそんな気がしています。

○議長（高橋和雄君） 今後の考え方について、村の方からありますか。

阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） まず1点、公園管理条例ですけども、中札内村は効率のよい形の条例という形で、中央公園から自然の森、札内川園地、南札内溪谷、全て一括条例で取り扱っております。

ですけども、それぞれある程度の規模になってくれば、今おっしゃったようなご意見も考えなければならないかなと思いますので、そこら辺につきましては、近隣市町村、参考にしながら、適正な条例を考えていきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点確認させてほしいのですが、おそらく同額だと思うのですが、今の説明からしますと、昭和60年に受託者が定める額をということでございますが、今回、村の方で決定をすると。その額が別表の2の方に載っているわけですが、そのときの金額と今の金額、恐らく同じだと思うのですが、その1点、確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 昭和60年まで使用料として定めていた額は、バンガローが1泊1,000円です。そして、日帰り500円という形でした。

当時のバンガローにつきましてはこの額でしたけども、現在のバンガロー使用料につきましては、途中、1,000円から2,000円に改定しております。

そして、昨年、バンガロー10人用を整備いたしましたので、10人用につきましては5,000円。そして、従来からのやつをそのまま2,000円という形です。

額といたしましては、昨年２４年と同額、おっしゃったように間違いありません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ありませんか。

ご質疑なしと認めたいと思いますが、よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第１８号に対する討論を行いたいと思います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第１８号、中札内村公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第１９号 平成２５年度中札内村一般会計予算について

◎日程第５ 議案第２０号 平成２５年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第６ 議案第２１号 平成２５年度中札内村介護保険特別会計予算について

◎日程第７ 議案第２２号 平成２５年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第８ 議案第２３号 平成２５年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第９ 議案第２４号 平成２５年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第４、議案第１９号から日程第９、議案第２４号までの平成２５年度中札内村各会計予算について、６件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました平成２５年度各会計予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

予算編成の基本的な考え方は、私の在任期間が少ないことから、骨格予算として編成したところであります。

しかしながら、本年度は第５期総合計画後期基本計画の最終年であり、行政運営の継続性の観点から、継続事業及び重要度、緊急度の高いものについては予算を計上しております。

一般会計予算は、対前年比３．７％の減で、３４億５，０４０万円の規模とし、五つの特別会計を合わせた合計は、対前年比２．５％の減の４５億８，９９０万円の予算総額に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定ください

いますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、補足説明を、はじめに一般会計について高桑総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（高桑浩君） 一般会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー18番の予算に関する資料に基づいて、説明をさせていただきますので、ご用意をお願いいたします。

はじめに、歳入ですけれども、資料の1ページをお開きください。

歳入で、1款村税については、対前年比0.7%の減で、ほぼ前年並みの予算となっております。

2款の地方譲与税から7款の自動車取得税交付金までは、前年同額で見込んでおります。

9款の地方交付税は、前年比3,690万2,000円、2.3%の減少ですが、内訳としまして、普通交付税は約15億円、前年当初予算比4,700万円、3.1%の減少で、交付実績比では、約3億2,700万円、18.4%減で計上し、特別交付税は1億1,000万円で、前年比1,000万円、10%増で計上しております。

11款分担金及び負担金、533万円の減少ですけれども、道営事業受益者負担金の減少によるものです。

12款使用料及び手数料、886万6,000円、3.6%の増加は、村営住宅使用料及び牧場使用料等の増加によるものです。

13款国庫支出金、4,984万3,000円、32%の減少は、社会資本整備総合交付金の24年度補正による前倒しのため減少しております。

14款道支出金は、ほぼ前年並みで計上しております。

15款財産収入は、2,054万1,000円、58.3%の減少ですが、宅地分譲地及び土木売払いの減少によるものです。

17款繰入金1億3,510万6,000円、92.3%の増加ですが、財政調整基金等からの繰入が増加することによるものです。

20款村債の1億4,350万円、35.3%の減少ですが、保育所建設事業債及び公営住宅建設事業債の借入が減少することによるものです。

次に、歳出ですが、2ページの性質別比較表により説明いたします。

1の人件費は、578万8,000円、0.9%の増加で、一般職の定期昇給等によるものです。

2の物件費は、4,005万9,000円、4.5%の増加で、戸籍事務システム導入委託の増加によるものです。

3の補助費等は、3,617万3,000円、7.9%の増加で、負担金の増加は、南十勝消防事務組合負担金、後期高齢者医療の療養給付費負担金の増。

補助金の減少は、障害者施設整備補助金、環境保全型農業直接支援対策事業補助金の減、その他の増加は、パソコン等譲渡事業償還金の増などによるものです。

6の普通建設事業費は、2億2,334万2,000円、31.4%の減少で、中札内保育所建設工事、道路舗装改良工事の減などによるものです。

次に、3ページから4ページは、補助金、交付金の一覧表を。

5ページから6ページは、25年度の普通建設事業の一覧を。

7ページから8ページは、その位置図でございます。

次に、9 ページですが、この表は、各基金の 2 4 年度末及び 2 5 年度末現在高を見込み額で一覧にした調書であります。

次に、1 0 ページから 1 2 ページにかけましては、村税の明細書であります。

それぞれ参考にしていただきたいと思います。

次に、1 3 ページから 4 4 ページまでは、新年度予算の特に特徴的な事務事業の説明書となっております。

これらのうち、特に説明の必要のあるものにつきましては、審議時にそれぞれ担当課長からご説明いたします。

以上で、一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長、お願いをいたします。

○住民課長（山崎恵司君） 続きまして、国民健康保険特別会計を説明させていただきます。

資料は同じく黒ナンバー 1 8 番。

4 5 ページをお開きください。

歳入予算の目的別比較表でございます。

まず、1 款国民健康保険税は 1 億 3, 1 8 1 万円で、3. 5 %の減少で見込んでおります。

2 款国庫支出金は、前期高齢者交付金の精算に伴い、1 5. 4 %増の 1 億 2, 7 7 5 万 6, 0 0 0 円を見込み、3 款療養給付費交付金は、退職被保険者に係る医療費が増加傾向にあることから、4 2. 9 %増の 3, 8 7 3 万 1, 0 0 0 円を見込んでおります。

4 款前期高齢者交付金は、前期高齢者の保険者間の負担調整のために交付されますが、6, 8 8 5 万 2, 0 0 0 円で 4 0. 7 %の減少と見込んでおります。

5 款道支出金は、2 4 年度の交付実績見込みをもとに推計し、0. 5 %増の 2, 6 7 8 万円を見込んでおります。

6 款の共同事業交付金は、高額医療の財政負担軽減を目的に交付されるものですが、3. 2 %増の 6, 1 9 1 万 7, 0 0 0 円を見込んでおります。

8 款繰入金は、4 4. 5 %増の 1 億 2, 5 0 1 万 8, 0 0 0 円を見込んでおりますが、その内訳では、一般会計からの財源補てんとしての繰入額は、2 4 年度当初と比較して 5 7 0 万円増加し、4, 5 0 0 万円。

保険税の軽減措置に対する補てんである保健基盤安定繰入金は 1, 3 0 0 万円。

国保基金からの繰入金が 5, 4 0 0 万円ほどとなっております。

次に、歳出です。

4 6 ページをお開きください。

2 款保険給付費は、3. 0 %増の 3 億 9, 0 5 9 万 6, 0 0 0 円を見込み、3 款後期高齢者支援金等は、社会保険診療報酬支払基金からの通知額である 7, 1 8 8 万円を計上しております。

6 款介護納付金は、対前年 4. 8 %増の 3, 2 3 0 万 8, 0 0 0 円。

7 款共同事業拠出金は、3. 2 %増の 7, 0 5 2 万 2, 0 0 0 円をそれぞれ、社会保険診療報酬支払基金及び国保連合会の通知に基づき見込んでおります。

なお、本予算案については、過日開催された国民健康保険運営協議会において説明し、ご了承をいただいております。

次に、後期高齢者医療特別会計について、説明させていただきます。

５３ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、歳入であります、後期高齢者医療特別会計は、全体で１．８％増の５，６００万円となっております。

歳入の１款、後期高齢者医療保険料は、前年に比較して３．６％増の４，０６２万７，０００円で、２款繰入金は３．０％減の１，５２９万５，０００円となっており、それぞれ、後期高齢者広域連合の試算に基づき計上しております。

次に、下段の歳出ですが、１款の総務費は２４２万９，０００円を計上し、２款の後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年比２％増の５，３０６万９，０００円となっております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、岡田福祉課長、お願いをいたします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、介護保険特別会計について、説明させていただきます。

同じく黒ナンバー１８番、戻りまして、各会計予算に関する資料の４７ページをお開きください。

介護保険会計は、全体で、前年に比しまして０．１％減の２億２，８１０万円となっております。

それでは、歳入から説明させていただきます。

１款介護保険料は、１号被保険者を９人増の１，０３０人と見込み、０．７％増の３，４７０万７，０００円を見込んでおります。

歳出の保険給付費については、居宅介護サービスは伸びるものの、施設介護サービスが若干の減少が予想されることから、３款国庫支出金は０．３％減の５，１１２万３，０００円を見込んでおります。

４款道支出金は、国において保険料軽減のため交付された財政安定化基金支出金２７３万３，０００円が今年度はありませんので、８．４％減の３，２０８万９，０００円となっております。

５款支払基金交付金は、０．２％減の６，２３３万２，０００円を見込んでおります。

７款繰入金は、事務費繰入金の増により、６．２％増の４，７７７万９，０００円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございますが、１款総務費においては、南十勝介護認定審査会の費用など６０５万６，０００円。

２款保険給付費で、若干の減が予想されることから、前年度０．２％の２億１，１６０万４，０００円を見込んでございます。

４款地域支援事業は、前年度０．９％増の９８５万７，０００円を見込んでおります。

次の４８ページから５０ページにかけては、歳入歳出の明細と、５１ページには、介護給付費の推移を載せてございますのでご覧ください。

最後の５２ページには、成年後見制度の利用支援について、事務事業説明書を載せてございますので、参考いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 次に、長澤施設課長、お願いをいたします。

○施設課長（長澤則明君） それでは、簡易水道事業特別会計の概要について、説明させていただきます。

同じく黒ナンバー１８番、資料の５４ページをお開きください。

まず、目的別比較表で主なものから説明いたします。

予算の総額ですが、1億2,130万円で、前年対比8.7%の減となっております。

歳入ですが、1款分担金及び負担金は、南札内浄水場機器更新事業の減により、維持管理にかかわる中札内営農用水、更別村の簡易水道、同じく営農用水分の分担金が減ったため、前年対比175万3,000円、8.5%の減でございます。

2款使用料及び手数料は、前年対比208万円、2.2%の減の9,263万1,000円を見込んでおります。

4款繰入金は、繰入基準に基づき、878万1,000円を計上しております。

次に、歳出ですが、1款の簡易水道費は、前年対比1,199万4,000円、12.8%の減となっておりますのは、浄水場の機器更新工事の減によるものです。

2款共同施設管理費は、43万3,000円、2%の増。

3款公債費は、6万1,000円、0.4%の増となっております。

次に、55ページをお開きください。

歳出予算の性質別の比較表ですが、人件費分については3人分を計上しております。

2の物件費は、水道メーターの備品購入費、水道管布設実施設計等の委託料の増加によって、前年比478万3,000円の増となっております。

3の受水費は、水道企業団の負担金で、前年比1.1%の減と。

5の普通建設事業費は、主な内容としては、札内団地宅地分譲地水道管布設工事、メーター取替工事事業でございまして、南札内浄水場機器更新工事事業等の減により、1,131万3,000円の減額となっております。

7の簡易水道事業基金費は、今後の水道施設の維持補修に備え、利子を含め、1,618万円を積み立てる予定としております。

続きまして、公共下水道事業について、ご説明いたします。

57ページをお開きください。

予算の総額は1億5,320万円で、前年比4.4%の増となっております。

歳入ですが、1款分担金及び負担金は、47万8,000円、17.9%の減。

2款使用料及び手数料は、前年対比226万8,000円、4.3%の増を見込んでおります。

3款国庫支出金の210万円は、浄化センター長寿命化基礎調査策定にかかわる交付金であります。

4款の繰入金は、前年対比1,051万円、12.6%の増となっております。

次に、歳出ですが、1款総務費は、浄化センター長寿命化基礎調査委託等の下水道調査設計委託の増により、前年比651万6,000円、33.2%の増となっております。

2款浄化センター維持管理費は、前年対比18万円、0.6%の減額となっております。

次に、58ページをご覧ください。

性質別の比較表ですが、1款の人件費は、職員1名分を計上しております。

2の物件費は、(4)の委託料浄化センター維持管理費が大きなウエイトを占めておりますが、912万7,000円の増額は、宅地分譲にかかわる下水道管渠実施設計、浄化センター長寿命化基礎調査委託等によるものです。

4の普通建設事業費ですが、札内団地跡地下水道新設工事及び柵設置工事費を計上しております。

以上で、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。

す。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りをいたします。

議案第19号から議案第24号に係る平成25年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算の6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

このことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第24号に係る平成25年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

審査の方法は、予算審査順序に従い、最初に一般会計の歳出予算を審査し、次に、歳入予算全般を行い、引き続いて、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の順に進め、最後に全般的に審査を行いたいと思います。

このことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

それでは、一般会計の歳出から審査を進めたいと思います。

一般会計の審査順序については、1款、2款をまとめて。

次に、3款、4款、5款をまとめて。

その次に、6款、7款、8款をまとめて。

それ以後、9款、10款それぞれに。

それから、11款、12款、13款、14款を一括して行いたいと思います。

各款の大まかな概略についての説明を受けた後、各議員の質疑を受けたいと思います。

なお、質疑にあたっては、該当するページを述べていただくとともに、審査をスムーズにするために、1回の質疑は3問程度とするようにご協力をお願いしたいと思います。

それでは、1款議会費、2款総務費の概略を説明お願いいたします。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） はじめに、全体的な人件費の状況について説明いたします。

予算書の給与費明細書で説明をさせていただきます。

178ページをお開きください。

一般職の総括ですが、職員数は前年度より一人増の69人であります。

次に、給料は558万5,000円の増加で、要因は定期昇給及び職員数の増に伴うものです。

次に、職員手当は324万4,000円の増加で、要因は給料と同様です。

なお、期末勤勉手当の役職加算については、特別会計を含めて予算を計上しておりません。

それでは、1款と2款のうち、議会総務グループ及び企画財政グループの予算概要について説明いたしますけれども、予算に関する資料に掲載している主な事業につきましては、

資料により最後に説明させていただきます。

予算書 41 ページをお開きください。

まず、庁舎管理費の修繕料 120 万 8,000 円のうち、100 万 8,000 円を庁舎屋上のアスファルトシート防水貼替えを行うため計上しております。

次に、43 ページをお開きください。

説明欄の財政関係基金費の公共施設等整備基金積立 1,927 万円は、営農用水道施設の更新及び改修に備え、営農用水道使用料を財源として積立するものでございます。

次に、48 ページをお開きください。

財産管理費で、説明欄の土地購入費 3,494 万 9,000 円のうち、3,200 万円は、ビレッジときわ野の第 3 次分譲地の用地取得費を計上しております。

次に、50 ページをお開きください。

一般公用車管理費ですが、下段の車両譲渡事業償還金 120 万 2,000 円のうち、ライトバン 1 台の更新と軽トラック 1 台の購入を含んでおります。

次に、54 ページをお開きください。

説明欄中段の地方バス路線維持対策補助金につきましては、前年よりも 141 万 3,000 円増え、249 万 4,000 円を計上しております。

次に、55 ページをご覧ください。

広報作成費の下段、記録映像 DVD 作成業務委託 243 万 5,000 円は、村の出来ごとを記録しているビデオテープや 16 ミリフィルムを保存再生のために DVD 化するものでございます。

次に、56 ページをお開きください。

防災無線管理費ですが、上段の屋外アンテナ設置等委託 250 万 5,000 円と、その下段、戸別受信機 1,444 万 2,000 円につきましては、昨年から実施しております防災無線のデジタル化に伴う戸別受信機の設置費を計上しております。

次に、59 ページをお開きください。

開発振興一般経費ですが、企業立地促進補助金 286 万 3,000 円は、固定資産奨励金で 2 企業分の予算を計上しております。

次に、黒ナンバー 18 番の予算に関する資料の事務事業説明書で、総務課関連八つの事業を載せておりますが、このうち主なものについて説明いたします。

13 ページをお開きください。

下段の街路防犯灯取替工事ですが、予算額は 750 万円で、21 年度から地球温暖化対策実行計画に基づき、水銀灯を省エネ灯具に取替え、CO2 排出量及び電気料の削減に取り組んでいるもので、本年度は 30 基を取替える計画であります。

15 ページをお開きください。

上段の情報発信システム更新事業は、予算額 687 万 6,000 円で、情報発信システム機器の購入と情報発信サイトの政策委託に係る経費を計上しております。

下段の生活交通確保対策事業は、予算額 290 万 9,000 円で、乗り合いタクシー運行に係る経費で、昨年に引き続き、土曜、月曜の 2 便の増便の分を含んでおります。

16 ページをお開きください。

上段の美しい景観広告推進事業は、予算額 48 万 8,000 円で、美しい景観づくりのため、地域づくりアドバイザー事業を活用し、まちづくり推進委員会の意見をいただきながら、景観広告のあり方を検討し、指針を策定するものでございます。

17ページをご覧ください。

上段の住宅用太陽光発電システム導入費助成事業は、予算額280万円で、設置者に対し、1キロワット当たり7万円で、28万円を上限に助成するものでございます。

10件分を計上しております。

以上で概要の説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長、お願いをいたします。

○住民課長（山崎恵司君） 続きまして、住民課所管の特徴的な予算について説明をさせていただきますと思います。

予算書の59ページをお開きください。

59ページ下段の3項徴税費、1目税務総務費で、前年に対して380万円ほど増加しておりますが、これは次のページをお開きいただき、説明欄の中段にあります土地評価時点修正業務委託、その下段、固定資産鑑定評価業務委託、これらの計上によるもので、27年度の固定資産の評価替えに向けた準備業務を計上しております。

次に、62ページをお開きください。

4項、1目戸籍住民費です。

前年に対して4,500万円ほど増加しておりますが、これは先に、24年度、25年度の2カ年事業として、債務負担行為の議決をいただいた戸籍事務システム導入事業に係る予算を計上したことによるもので、現在、戸籍データの作成が行われており、8月下旬には一部稼働する予定となっております。

また、災害対策として、戸籍の副本データを国が全国2カ所のデータセンターで集中管理することになったことから、副本データ管理システムを導入する予算を計上しております。

黒ナンバー18の予算に関する資料、17ページ下段と18ページ上段に、戸籍事務システム導入事業、副本データ管理システム導入事業の概要について記載をしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 休憩を挟んで質問を受けたいと思います。

11時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

知本議員並びに黒田議員から、事前に要求のありました資料については、すでにお手元の方に配布されていると思いますので、見ていただきたいと思います。

それでは、先ほど説明を受けました1款議会費、2款総務費、39ページから68ページまでの質疑を受けたいと思います。

質疑を出していただきたいと思います。

4番笠松議員。

○4番（笠松直君） 54ページの地方バス路線維持対策ですけども、去年に比べて倍以上になっていると。

毎年こんなふうに上下するものなのですか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 実は24年度から補助金の算定方法に一部変更がありまして、そのことにもよるのですけれども、大きくは乗車率の減少に伴って、いわゆる乗車人数が減ると収入が減るものですから、そのことで赤字の分を補助金で埋め合わせるということが一番大きな要因です。

昨年よりもやはり1便当たりの乗車率が5人を切って4.7人だったのでしょうか。ぐらいいになってきますと、補助金としても多く出さなければならないということももう一つあって、大幅に増加になっております。

平年ですとそう大きく増減というのはなくて、大体安定していたのですけれども、24年度の補正でも、12月に追加補正をさせていただきましたけれども、増えておりまして、さらに25年度については増える見込みで計上しているところであります。

○議長（高橋和雄君） 4番笠松議員。

○4番（笠松直君） これは十勝バスですね。会社は。

ニュースでは十勝バス、随分健闘して、乗車率は上がっているというように聞いていますけれども、それは路線によって随分差があるということなのかな。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） その通りでありまして、帯広市内につきましては、十勝バスの営業努力などによりまして、確かに乗車人員は増えております。

一方、市内以外の路線につきましては、人口の減少もあったり、子どもの減少があったり、乗車人数、率についてはずっと下降線をたどっておりまして、対策協議会の中でも何とか収入の増、乗車人員の増ということで対策を検討しているのですけれども、なかなか有効な手段がまだ見当たらないということで、検討段階であります。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今のそのバス路線のことについてですけれども、私たち、9月の決算のときに質問したときに、たまたま調査をして、乗車の調査をして、十勝バスとの協議をした中で今後検討していくという回答をいただいたかと思うのですけれども、そのときの調査した、そして協議した結果、どういう状況であったのか。

また、そのときに私は、乗車を上げるためには何らかの方策をとって、例えば、乗車するときに、中札内からバスを利用する人たちに何らかの補助を出して乗車率を上げるということがいいのではないかなというような提案をいたしましたけれども、それに対して検討していただけたのかどうかということをまず1点。

その次に、53ページに戻りますけれども、先ほども説明がありましたけれども、情報発信サイト製作委託ということで載っておりますけれども、これは昨年が続いて、防災無線放送の整備の、先ほどの説明の中ではアンテナの整備と、それと後、受信する機器を購入することの機械だと思っておりますけれども、これは資料によると、どのような、申しわけございません。私の質問が間違えました。

53ページの情報サイトというのは、どのような情報をこれから村としては発信していくのか。

それと後、観光協会も情報発信していると思っておりますけれども、その観光協会の情報との関連はどのような発信をしていくのかということ。

まず2点お願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の地方バス路線の関係で、十勝バス及び沿線自治体との協議の場が何回かございまして、乗車率を上げるためのアンケート結果に基づく対策もまだ協議段階で、具体的にこういった対策講じようというところまでの決定には至っていない現状で、現在も検討中ということであります。

乗客利用者に対する補助等の検討についてはしておりません。村としてはしておりません。

ただ、特に中札内の市街地の区間の運賃を見てみますと、北1区、興農区の間から中札内のバス停留所あるいは小学校前という停留所に行くときに、300円という運賃であることがわかりまして、それよりも手前側ですね。およそ出光のスタンドの辺りの停留所から市街の中心部あるいは小学校の方までは140円という運賃なわけです。

大きな開きがあって、例えば、興農区にお住まいの方が、道の駅あるいは小学校周辺で買い物利用したときに乗るにしても、往復600円というのは非常に高いということで、12月に十勝バスに対しまして、村長名で要望書を実際に持参をして説明をして要望してまいりまして、まだ結果については正式に下りていませんけれども、4月のダイヤ改正、運賃改正に合わせて検討したいという答えをいただいておりますので、間もなくその回答といいますか、結果が出るものと期待しているところであります。

そうすることによって、市街地の北部の方の住民の方が、中札内の市街地間で乗降する、利用するのにかなり利用しやすくなるのかなというふうに感じております。

58ページの情報発信の関係でございます。

現在使っておりますホームページのシステムの機器あるいはソフトウェアについては、古くなっているということで、これに合わせまして、さらに情報の充実をしたいということも含めて、今回予算を計上しているものでございます。

資料の15ページにありますけれども、ホームページを今までよりも見やすく、さらに特に観光地として注目されているということもありますので、観光サイトの充実を図るというものでございます。

観光協会で行っておりますブログですとか、それからフェイスブック、ツイッターという手段を用いて、同じ情報を幾つかのチャンネルでという方がわかりやすいでしょうか。

幾つかのそういった手段を使って発信しておりますけれども、これはこれで双方向で、特にツイッターですとかフェイスブックは、ご覧になった方からのご意見ですとか感想なんかも聞けるということで、ホームページの場合はそういった機能がありませんので、並行して使っていくことになると思います。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） バス路線のことについては、そういう短い区間でちょっと利用すると高くなるということで、交渉していただいて、その答えがまだ出ていないということなので、私が先ほど申しましたように、何らかの方法で増やす方法を今後も検討していただきたいと思います。

それと後、今言いました情報発信のことなのですが、フェイスブックですとかツイッターなどは観光協会の私もページを見まして、随時やっております、実は本当に、花の会議をやったその日の次の日にでも、私が参加した花の講習会の内容がすぐ出ていまして、すごく早く対応しているなということを感じましたので、やはり先ほど言いましたように、中札内は注目されている部分がありますので、やはり興味のあるものを早く出す

ということが私は先決ではないかなと思いますので、今、本当に情報を得ようと思えば、何らかの形ですぐ得られるというような環境になってございますので。

特に私、動く画面などがあると、やはり見たくなるというか、行ってみたくなるというような感じがいたしますので、そういう工夫がされることを望みます。

○議長（高橋和雄君） ご意見として受け止めたいと思いますが、それについて答弁ありますか。

そのほか、ご質問ございませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 45ページの自衛隊協力会補助金なのですが、これを出すことによって自衛隊からどのような協力であったり効果を期待しているのか。

災害時のことが主だと思うのですが、それ以外に何か効果として期待していることはあるのかということと、あと、61ページの税滞納整理機構ですね。

新年度に渡す件数が何件を予定しているのか。

あと、昨年、一昨年と同じ滞納者が2年、3年と引き続いて渡されているような事実はあるのかないのか、その辺伺います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、自衛隊協力会に補助金を出すことによって、自衛隊から村に何らかの協力をしてもらうことに対して出しているものではございませんで、協力会としての活動に対する助成です。直接自衛隊に出しているものではございませんから、そのようなことではございません。

災害などについては、これは法律上に基づいて自衛隊が出動する基準もありますので、それは村が補助金を出してやってもらうということではなくて、あくまでも村の自衛隊協力会に対する活動の助成ということでやっているものでございます。

具体的には、隊員の募集ですとか、あるいは新たに隊員になられた方への激励ですとか、それから、自衛隊の各種行事に参加する場合のそういった費用の助成などに対しまして、予算の一部を助成しているというものでございます。

○議長（高橋和雄君） 渡辺住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（渡部浩樹君） 滞納整理機構への引き継ぎ件数ですが、平成25年度は5件を予定しております。

また、24年度までに同じ方を出したことがあるかということなのですが、それは今のところございません。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問ありませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 何点か。

予算資料の57ページに、美しい景観広告推進事業がありますけども、ちょっと何かイメージが、僕よくわからないのです。

新聞でもこの間、勝毎の記事に出ていたのですが。

方針を策定するだけなのか、この資料の説明では、村独自のモデル看板を作成すると出ているのですよね。

ここら辺ちょっとイメージが湧かないので、ここら辺の考え方と、あと、この新聞の中に、現在の看板、村の占用地に入っているのと入っていないのがあるようなことが書いていますけども、調査をしたということなのでしょうけども、占用の許可を得て立っている

看板、これらの件数と、あと、得ないで看板が設置されているものと思われる件数。

それらに対して村としてどんな指導をしているのか。

そこら辺ちょっとお伺いします。

それと、前にもちょっとメール配信の関係で質問したのですが、お悔やみ情報。

回答として検討するということで答弁いただいていますけれども、その後、どういう状況になっているのかということと、あと、ちょっと予算とは関係ない、高規格道路の期成会の関係ですけども、今回、更別まで開通しました。

以前、帯広市の審議会とか新聞でも出ていたけど、大正にインターとか、川西と帯広間にインターとか、そのような話も審議会でも論議されていたと思います。

これらについて、期成会の中で、どんなような論議がされているのか。

中札内とか南十勝の住民にとって、やっぱりいろんな面で関係があるので、そこら辺の期成会でもし論議が何か出ているとすれば、ちょっと教えてほしいなと思います。

とりあえず3点。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目の美しい景観広告推進事業の関係です。

これは、これまでも野立看板の集約を幾つかのところでやってきていますけれども、集中していないところもあるわけで、単独で立っているものもあるわけで、これらが景観に、美しい景観づくりのために、どちらかといえばマイナスのイメージがあるということで、広告看板のあり方ですとか、具体的にもう少しこういった看板であれば美しい景観を阻害しないということで、そういったモデル的な看板のデザインの検討ですとかを、25年度にアドバイザーのご意見やら住民の方に委員になっていただいて、ご意見をいただきながら指針をまとめたい。ガイドラインのようなものをまとめたいという考え方です。

まとめた後なのですけれども、来年度以降になると思いますけれども、一定の考え方がこれでいいということになれば、26年度以降それを推奨するための支援制度なども検討していきたいということで、時間が少しかかるかもしれませんが、統一的な美しい、景観を阻害しない村内の看板の状況をつくっていききたいということです。

既存の看板の調査を昨年の夏に行いまして、まだきちんとした台帳まではいかないのですけれども、すべて写真を撮影しまして、位置についても確認をしたところであります。

ご質問にありました道路法に基づく道路の占用許可を取っているか取っていないかというところまでは、まだ肉眼で見通して怪しいというところまではわかるのですけれども、正確に計ったものはなくて、その辺の調査についても25年度に行いたいと思います。

施設課で占用許可を取っているかどうかについて、まだ調査をしておりません。

それも併せまして、25年度に実施をしたいという考え方でございます。

2点目のお悔やみ情報につきましては、25年4月から希望者のみに配信する予定であります。

3点目の高規格道路の帯広広尾自動車道、帯広市で要望のあります芽室帯広インターと川西インターとの間の新たなインターチェンジですとか、大正地区へのインターチェンジの設置については、正式に期成会として協議したというのは今のところございません。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） メールの関係はわかりました。

よろしくお願ひしたいと思います。

美しい景観の事業、村では設置しないということですね。

村では看板はつくるわけではないと。指針を出すということだよな。
わかりました。

ぜひ、既存の看板も、野立看板4カ所つくったけど、未だにまだ旗とかいろんな看板、そのままなっていますよね。

あれらの整理どうするのかというのも一つあるし、かなり微妙なところに看板立っていると思うのですが、そこら辺きちっと整理して、行政指導できるものであれば、まずはそこら辺から始める必要があるのかなということで、25年度取組むということで、そういうことでよろしくお願ひしたいなと思うのと、看板の統一も景観上必要でしょうけども、例えば、市街地の中心部に廃屋なんかも非常に目立つ廃屋ありますよね。

農村部に行けば、畜舎の壊れかかったようなそういったものもありますけども、以前にふるさとづくり事業か何かかな、そういった助成制度もあったと思うのですが、そこら辺についてもぜひ取組んでいただきたいなというふうに思っていますけども、そこら辺の考え方を教えてください。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 看板については、ご質問ありましたとおり、25年度に道路占用許可を取っているかどうかについては確認をしますし、道路用地内なのか、あるいは民有地なのかということの確認ですとか、道の屋外広告物条例というのが規制条例でして、国道から100メートル以内の地区であれば、一定の面積、あるいは高さ以下でなければならないというような基準がありますので、それに照らしたときにどうかということも併せて調査をして、指導をしていきたいと考えております。

市街地中心部等の廃屋についてですけれども、確かに空家が増えてきたのと、すでに空家になって長い年月を経過しているものについては、景観上も非常に見苦しいということもありますし、危険建物という見方ができるものもあるということは承知しております。

なかなか調査できないのですけれども、これも少なくとも市街地については、道路に隣接している建物も多いということがありますので、安全の確保も含めて、景観のこともありますので、まずは調査したいと思うのですけれども、ふるさとづくり事業の助成について、その対象にするかどうかについては、まだ考え方持っていませんので、過去にはそういう一定の期間やりました。

集中的にやったということもあるのですけれども、再度2回目やれるかどうかについては十分論議をしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

関連で、7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 今、景観づくりの看板の話なのですが、推進委員、いろいろ話を聞きたいということなのですが、現実には3年前ですか、看板の話でいろいろ議会でもあったと思うのですが、まだ整備もしていない中において、そういう形の中でやっていけるのですかね。

単純な話すれば、236の東4線、未だかつてまだあの看板があるのですよね。

あれは撤去する話ではなかったのですか。

まだやっていないのに何で次々にそういう話になっていくのですかね。

看板でもいろいろ考え方あると思うのですよ。

看板あるから活気があるという人もいるわけですからね。

個人の財産で立てたものをなぜ撤去しなくてはいけないのか。

それから、ある面では、我が家と言えば、ある看板が立てたのですけども、うちは道案内役でなかったの。それを立てることで道案内に聞きに来る人がいなくなったという便利さもあるので、村でその看板また立ててくれたですね。

だけど、一つひとつ整備してやったらどうですか。

推進委員会に聞いてみる云々でなくて。

まずはあの東4線の236のところ。あれはどういうふうになっているのですかね。

それはいかがですか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 集合看板を付けたときの事業者の方に対する説明が、十分理解されなくて、村が設置した後に新たに立てられてしまったというのは非常に残念だと思っております。

そこも非常に調査が遅れていて大変申しわけないのですけれども、これも先ほど知本議員の質問にお答えした通り、道路法に基づく許可を取っているかどうかというところは非常に重要ですので、それに基づいて指導をすべきとなった場合は指導しますし、並行して、看板の適正な有り方について、村として一定の考え方の整理が必要だと考えておりますので、並行してやっていきたいということであります。

順番にやっていくのではなくて、両方やっていきたいということで、今回予算に計上しているものでございます。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 順番という話なのですけども、本当に整理できますかね。

今、あっちの看板ばかりにこだわって話するのだけでも、道路の反対側にあったやつをわざわざ反対側に持っていった。ここまでやっているのですね。相手方は。

これは前のときもかなりこの話は議論したはずなのですよ。

それからもう一つは、新たに立てたいという人も出てきているわけですね。

村の看板の中に、それは33号か、その角にもあるのですけれども、あの看板に、自分で金出すから載せてくれという人もいるのですけども。

そういうのは多分だめだと思うのだけでも、自由にやっていい部分みたいの見えるものがいっぱいあるのですね。

人のものだから壊すわけにもいかないだろうけども。

何かきちんとした基準をつくりながら、やっぱり考えていかないと。並行並行と言いながら、まだ一つ片付いていないわけですから。

あの議会で話したときのあの議論は何だったのですかね。

向こうは、東4線の西側から東側にずらしたのですよ。

それも規制もできないで、次のこと考えていけるのですかね。

それとさっき言うように、我が家の庭にも看板あります。

これは我が家の私有地ですよ。

けども、これもある面ではものすごく利用されている。

うちは道案内人でなかったのですけども。

あるところ行くのに道案内みたいなものでうちによく聞きに来たのですけども、その人の看板を立てることによって、うちは道案内を聞きに来なくなったのですよ。

そういうものがいろいろ含めながら、整理できますかね。

いかななものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 国道東4線栄地区の看板については、大変取組みが遅くなっておりまして、長い時間をかけていることについては反省をしております。

規制についてですけれども、民有地に土地所有者の了解のもとに、あるいは契約のもとに立てられるもので、道の屋外広告物条例の範囲内のものについては規制はできないと思います。

これはもう村が美しい景観づくりのために、こういう指針を、あるいは村としてこういう考え方持っているのでは何とか協力していただけないでしょうかというお願いをするに止まりますので、100%規制できるとは今は考えておりません。

できるだけそういった看板については少なくしたいという思いで取組みたいということでございます。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 大変難しい問題だと思うのですが、我が家に立っている看板は、村で立てた看板のところにも、同じ人のが後から立っていたのに載っているわけですよ。

これが本当に価値のあるものなのですかね。

そんなことも含めながら、やっぱり真剣に考えていただかないと。

新たに立てたい人もいるし、村の看板に載せたい人もいるわけですよ。

そういうものをどういうふうに調整していくかということを真剣にやっていかないと、いつまでたっても平行線でいくと思うのですよ。

景観景観と言うけども、個人的な考えで言わせてもらえば、まちの入口にいっぱい看板立っていることが、何か個人的には活性化だと思って見ている。活気のあるところだって個人的には見えています。

これを全部撤去して、一部の看板の中に載せてしまったときに、何か寂しいものがあるような気がするのですけども。

これは最後の方は個人の考えです。

けども、長々質問するつもりはないですけども、本当にきちんと整理していかないと、不平等、不公平、それから、こっちとこっち違うのではないかというのもあるので。

あくまでも個人のものですからね。

どこまでできるかわからないのですけども。

まずは、ここで質問止めますけども、あの東4線のところだけ早く解決してください。

これは前回に我々はいろいろな質問をしたことですから。論議もしたはずですよ。

でも、未だかつて解決もしていないのですから、それは。

まずその辺からしっかりやっていただきたいと思います。

そんなことで希望も含めてお願いします。

○議長（高橋和雄君） ご意見ということですが。

そういうことで受け止めておきたいと思います。

そのほか、ご意見あれば。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） メールの配信が4月からできるということであるので、ちょっと関連するかなと思いますので、その点について。

56ページの情報無線管理費の中で、備品購入費ということで1,444万2,000円があります。

これはデジタルの無線を受ける受信機を買うお金ではないかなというように思いますけれども、これは、今回は230台ですか、買う予定ということでしょうけれども、将来的にこれが、今使っているアナログの受信機も壊れていくようになると思うのですけれども、それを全戸にこれから渡るように買っていくのか。

それと、あと、今、お悔やみのメール配信が4月から希望者にはしていくということになると、やはりこのメール配信をされるということになれば、あまりこの受信機が必要でなくなる家庭が多いのではないかなと思います。

メール配信の中には、やはり一般の案内の放送も受けることができますので、そういったことがあるので、将来的にどのような形をとっていくのかということを開かせていただきたいのと、次にもう1点、55ページに戻りますけれども、先ほどの説明にも、広報作成費の中の記録映像のDVDの作成業務がありまして、今までフィルムで保存されていた記録映像をDVD化するというようになっておりますけれども、これは個人的にも貸し出すというような内容だったかと思います。

それで、例えば、個人的にもほしいなと思えば購入ができるようになるのか。

そして、すごく長いものだと思うのですけれども、ほしい部分についての部分的なものが買えるのかどうかということですね。

その2点お願いします。

○議長（高橋和雄君） 中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 私の方から、防災無線のデジタル化について、ご質問だったかと思いますが、25年度230台ということで、計画的に整備を進めまして、平成30年度までに全世帯の防災無線化をデジタル化していきたいというふうに。

それは34年度でアナログの放送ができなくなりますので、その前に整備をしていきたいということでございます。

メール配信につきましてですけども、あくまで防災無線ということですので、非常時、停電等の場合も防災無線については使えるということもでございます。

それから、高齢者など情報弱者と言われる方々への対応もございますので、メール配信と並行した形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 2点目の記録映像のDVDの作成ですけども、これは平成3年度以降、フィルムで撮りためておりましたものと、その後、ビデオテープ、磁気テープで撮りためておりましたものが現在あります。

特にVTR、ビデオテープで撮っているものが、それを再生する機械というのが、もう随分前から製造されておらずで、これまで撮影を委託しておりました北海道映像記録においても、複数であったものが、現在使えるものは1台しかないという状況になっておりまして、そうしますと、テープはあるのですけれども撮影する機械がなくなってしまうと見れなくなってしまうというそういった危機的な状況になっているということから、それをDVD、デジタル化して保存することによって、引き続きそれを編集したり見ることができるようにするというもので、今回はその作業だけをやるということで、長いものを1枚のDVDに集約して見てもらうというところまでは考えておりません。

それについては、具体的にはまだ計画はないのですけれども、例えば、開村何十周年の

節目につくるですとか、そういったことが考えられるなということで、まずは、映像の保存ですね。それをしていきたいということで、今回予算を計上させてもらったものでございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 先ほどの情報無線の機械ですね。それは平成30年度までに全戸に渡るといような、計画的に買うということだったのですが、将来的には何台ぐらいになるわけですか。

30年には何台を買う予定になっているのかということです。

あと、DVD化ですね。村の記録のDVD化については、今年は整備をするということで、将来的にはそのDVDが欲しいとか見たいという人には渡のかなということでは、作業が進んだ時点で、そういうような提供ができればいいなと思っております。

最終的に平成30年に受信機に何台になるのか教えてください。

○議長（高橋和雄君） 中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 平成30年度までに防災無線の設置戸数ですけども、多少、毎年度、転入転出等も出てくるかと思えますけども、今計画あるのは1,630世帯程度を見込んでおります。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、何点か質問したいと思いますが、先ほども議論されました景観に適合した看板広告ということであります。

おおよそ、質問いろいろ出ましたけども、そういったものを含めながら、まちづくり委員を委嘱しながらやっていくということですよ。

これについては私もわかるわけですが、私の言いたいのは、国道の34号にありました日高静内中札内線に係る看板ということで、結構大きい看板ありましたよね。

昨年、かなりいい看板だったのですが、多額の費用をかけて撤去をしたという、こんな経過だと思うのですが、私も補正予算議決した方なのですが、ちょっとそこまでわからなくて、ちょっと指摘できなかったのですが。

思うに、村の財政も非常に厳しいわけですから、ああいったいい看板については、それらを利用する中で、今後いろんな部分で検討していったらいいのではないかなと思うのです。

方針が変わるたびに、いいものは壊してまたつくるといことになると、いろんな面でお金がかかると思うのですよね。

そんなことで、かかること、そのようなことがないようなことで、今後のそういった美しい看板づくりですか、景観をあれした、それで指針をつくっていただきたいなというふうに思います。

それから、私も過去2回ほど一般質問いたしました職員等の給与についてでございます。

先ほど、総務課長の方からも説明ありましたが、本年度の給与費計上につきまして、まず、国家公務員の給与に準じた削減分をどのように予算計上へ反映されたのか。

まず、この点について確認をしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 看板についてはご意見のように感じますが、それに対する答弁がありましたら、答弁していただきたいと思います。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目、ご意見なのですけれども、考え方として、撤去したのは、いわゆる市町村ですと、先ほど、北海道の屋外広告物条例のことを説明申し上げましたけれども、市町村あるいは都道府県が設置するものについては大きさの規制がありません。

ただ、民間が設置するとなった場合は、国道から至近距離にあるあの位置で、あの大きさのものについては規制の対象になっているということが気になりました。

もう一つ、それを有効に利用するということについて、今直ちに何かをあそこでPRするというものもなかったものですから撤去したということでもあります。

民間に対して指導すべき立場にあって、村が期成会の看板を利用するというのはどうなのかということも疑問としてあったものですから撤去させてもらったということでございます。

2点目の給与削減に関して、予算への反映ですけれども、当初予算においてはしておりません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 看板の関係ですけれども、撤去した正当性というのかな。総務課長一生懸命説明しておりましたけども、民間が設置ということで確かに、期成会ですけども、ほとんど公的な補助金出さず中の形で立っていたと思うのです。

よって、期成会が民間とすれば、例えば、村の方に譲渡をもらって、そうすれば規制の対象から外れるという、こんな、今の説明聞いていたら理屈としてわかるのですね。

ですから、何と言うのかな、あそこという、あのままの看板ですと、今総務課長言うようなことですけども、ただ、あれを塗り替えて、いい場所ですから、村のPRをしていくということでは最良の看板、最良の場所でないかというふうに私は理解するのです。

それを今の言うように、撤去しなければならないということの言っていることが、ちょっと理解できないわけで。

もっと柔軟に考える中で、ああいった無駄ごととはしないで、やはりいい場所、いい看板のものについては塗り替えて、そういうものを有効利用していくというのがこういう厳しい村の中からおける考え方が発想としてやっぱり出てくるのだらうと思うのですね。

だから、そういった考え方を、ぜひ今後も進める場合に、そんな考え方で進めていっていただきたいという、そういう意見でございます。

それは意見です。

それから、2点目の給与ですが、していないというこの一言で終わっているのですけども、私はこの関係について、昨年2回の定例会において、一般質問をさせていただきました。

決して本村の職員の人件費を削れということを骨子として言っているわけではなくて、今までの給与については、全て国家公務員に準じてやっていることだと。ここでやっぱり国が削減したことによって、やらないと、例えば、これから国家公務員上がったときに何の根拠でこれまた上げるのかという論議になるわけですから。という私はお話をしてきたのです。

それで、ちょっとこれ1件で終わらないのですが、それでは、国家公務員、給与削減による地方交付税の影響額かな。これについて当然試算しているというふうに思いますが、この辺について発表していただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 看板についてはご意見だというふうに理解したいと思います。
給与のことについて。
高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 国家公務員の給与の削減の率と同様に村の職員をやった場合、給料とそれから期末勤勉手当、管理職手当、時間外勤務手当、影響してきますけれども、7月1日からの実施を求められておりまして、周期は来年の3月までの9カ月でございます。

約2,400万円の交付税の影響額があるということでございます。

○議長（高橋和雄君） 午後から質問ということでもいいですか。

続きは午後からの質問に代えさせていただきたいなと思っております。

それでは、暫時休憩をして1時から再開をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

黒田議員の質問から始めさせていただきたいと思います。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 削減額が示されました。

2,400万円ということでございますが。

もう私は職員と合わせて、特別職あるいはまた議員報酬等も準じて削減すべきでないかということで、一貫して主張してまいりましたが、その2,400万円の中に特別職、議員報酬等の削減分は入っているのでしょうか。お聞きをしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 先ほどの2,400万円につきましては、特別職と議員報酬については入っておりませんで、職員分のみの数字であります。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 住民側からみますと、非常に大きなお金というのですか、影響額2,400万円になるわけですが、さらに今加えた特別職、議員報酬等々入れれば、まだ多大の額になるという、こういう住民の見方にはなるのではないかと、このように理解をいたします。

それで、この間、新聞で出ていましたけれども、国においては4,000億円の削減と。道内の市町村では110億円の影響額が出るであろうと。

そして、うち、町村については34億円が出ると。

このことについては、道は総務省が示した算定基準によると、そういう試算になりますよと、こんなことで報道がされたというふうに思います。

さらに、報道では、管内の町村もいろんな動きが新聞で、皆さんご存じのとおりわかってきているというふうに思いますが、大樹町では4,900万円、幕別にいっては4,000万円ということで、非常にやはり、その町村においては大変興味があって、それぞれ職員組合等に削減額については提示をしていると、こういうことだと思うのです。

それで、本村においては2,400万円強ということですが、この額については国家公

務員に準ずる。いわゆる削減をしては交付税は減額されないという、こういう状況でございますので、多くの住民についてはやはりきちっと国に準じてやってもらいたいということだと思っております。

各町村の動向ということで、ほかの動きもいろいろ、今議会中ですからあると思うのですが、国の方においても、6月議会ですか。この辺の形を論じてもらって、7月から3月の9カ月ということで削減するということではっきりしているわけですが、その辺について、村長としてどのように住民の方に説明をされて、どのような見解をその辺持っておられるのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、状況については、今いろいろご質問にいただきました。

ただ、交付税、ちょっと理論上の計算は、今ご質問いただいたこととちょっと違うので、実情をお話させていただきますが、交付税の削減については、一律で削減します。どこの町村も。

やったからその分はしないということではございませんので、そこだけはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

ご承知のとおり、交付税制度については、一つ問題としてあるのは、やはり財源調整機能あるいは財源保障機能ということで、本来、住民自治あるいは地域経営を進めるための制度でございますので、これをもって給与削減をやるというのは非常に問題があるという視点だけは確認をさせていただきたいと思います。

ただ、そうは言っても、現実、大きな額の交付税が削減されるとなりますと、これはいろんな影響が想定されます。

そういった判断の中で、村といたしましても、実はすでに組合の方に削減等の提案をさせていただいております。

削減については、給料、それから期末勤勉手当の削減、あるいは住宅手当の見直し。こういった内容について、国が示しているとおおり、25年7月1日から26年3月までを実施をしたいということで、組合の方に提案をさせていただいております。

まだ具体的なテーブルについて詳細を詰める状態にはなっておりませんが、2月の25日付けで組合の方には提案をさせていただいておりますので、状況としてご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 村長の答弁というのかな、考え方もちょっと私とのずれがあるのですが、給与削減は問題であるという、問題ありながら提案しているというのもまた変な話なのですが、確かに議会でも意見書出した通り、おかしいことはおかしいです。

この辺については率直に述べていることですが、本村の自治体としてどうするかということですから、そのことで給与削減が問題があるといったって、現実、交付税減らされるわけですから、何と言うのですか、ちょっとその辺がわからないのですが。

それと、総務省については、1月31日の日に国家公務員の給与水準を下回る自治体については削減を求めない方針を決めた、ということなのです。

よって、報道されていますよね。給与削減しないところについては、交付税も削減しないのだということで、これも新聞報道ですけども、道の方としては一律削減しないと言っ

ていますけども、片一方では、過去の人件費、あるいはまた職員削減の実績に応じて、新たに地域活性化支援事業という格好で名前を変えているわけですが、努力したところについてはそういうことで配分しましょうということで、ちょっともじっているわけですが、簡単に言うと、きちっと国に準じた削減をしていれば、うちで言う2,400万円強の部分については、簡単に言いますと削減をしないよと、こういうことですから、先ほども申し上げた通り、どうも住民としてはおかしいなと。やはり今まで国家公務員に準じて本村の職員については上げる、下げるということでやってきたのに、今回、特例ということなのですが、そんなことで住民として理解できるのか。

それで、最終的に2月25日付けですか。削減について、職員組合の方に提案をしたということなのですが、これについてはすぐ解決することではないのですけども、今、当初予算の審議ですから、では、そういう国家公務員に準じてやることで、予算は、私は当初予算に計上すべきでなかったかと思うのですが、その辺の給与費の見直し計上というのですか、そんなことまで考えられているのかどうかをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 前段の部分はちょっと置いておきますが、これから具体的なテーブルについて交渉をやるわけです。

今年だと思いますが、実施、国も当初は12カ月ということでしたが、今は要請としてきているのは7月からということでございますので、今この段階で修正をするということではなくて、きちっとテーブルに着いた中で、組合等の協議を重ねた上で、その結果に基づいて進めていきたいというふうに考えています。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 進めていることについてはわかりましたので、ぜひ、理解できるようなことで妥結を図っていただきたいなというふうに思います。

なお、給与費の私の見直し云々については、今はちょっとできないということですから、それについては、理解はしないのですけども、言っていることについてはわかりました。

それと、次に移っていいかというふうに思いますが、43ページの市町村交流事業補助金の関係です。

執行方針で、友好都市川越市とは経済交流を推進し、引き続き友好関係を深めていくというふうに述べられました。

私もこの辺の経済交流について注目しておりまして、昨年の9月の決算議会で、経済交流の推進についてということで、いろいろと議論をした経過がございます。

質問しているわけですが、検討するという部分も多いわけですが、今年度、そういったことを踏まえて、さらなる推進、どのような考えでどのような経済交流を一步進んでされていく考え方でいるのか、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 川越市との交流の中で、さらに経済交流ということで推進していきたいということなのですが、具体的には例年通り、川越市の産業博覧会への参加によりまして、中札内村の農畜産物及びそれらを使った加工品の販路拡大、PR、できればそこから新たな取引の開始というところに至ることが大変期待すべきところなのですが、なかなかそこまではいっていないというのが現状で、継続してこれらについては参加していきたいということです。

もう一つ、川越市の物産を中札内であるということも、先般の総合行政推進委員会の中で、第6期総合計画の検討のご意見として一つありまして、川越市の特産品の一部でも中札内のどこかで購入できればいいというご意見もありましたので、それらについては、川越市にもそういった意見あるということをお伝えしながら模索していきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 昨年の9月、論議についてはいろいろ言わせていただいていたのですが、村長として今後、いろんな機会を通して糸口を見出すなど努力をしていきたいという、こういう力強い答弁がございました。

さらには、24年度の政策評価もございますよね。

それについても経済交流の拡大が必要であるということで、やはり拡大を望んでいるのですね。

前の議会で私が言ったことを思い出しますと、教育文化、これについては一定程度交流がされているというふうに私は理解するのです。

当時、盟約を結んだときは、昨年の9月にも申し上げましたが、本村については土地が広い、農産物はたくさんあるよと。

でも人が少ないと。

川越においては、土地はないけれども人はたくさんいるよということで、多くの人はこの経済交流にすごく期待を持つというのかな。今なお持っているということだろうと思えますし、今後期待していることなのですね。

そのことについて、リーダーである村長が筆頭に、行政も経済団体と連携をしながらやっていくことが非常に大切だということで、かなり強く言った記憶を思い出します。

そんなことで、今、総務課長言うように、継続してやっていくという単なる、だめだとは言いませんけども、川越産業博覧会への参加、そして販売をしてPRをしていくと。

こういう一時のことなのですが。

私は、このことを含めて、ぜひ、日常的な経済交流、前の村長の答弁も聞きましたけども、非常に簡単なことではないと。難しいという話も聞きました。

その難しいからこそ、どういった形がいいのかということをやっぱり真剣に考えることによって、次に私は前進することだろうというふうに思うのです。

ぜひ、そんなことで、今回の予算、期待をしていたのですが、一向も前進がされていないということは非常に、私も前回の質問してから期待をしていたのですが、無念さが残ります。

そこら辺、執行するに当たっての心意気というのかな、具体的なものはないということですから、ぜひ、力強い経済交流に向けた声なども確認させていただきたいというふうに思いますので、答弁をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 予算的には今ご指摘の通りですし、去年はたまたま川越の方へも何度も行かせていただいて、この話も話題としては、市長含めて機会があって、議会の方にも、議員さんと同席することもあるとあって、いろいろ水面下ではやりとり、提案も受れたり、物産の、実際にこういうものつくって研究してみてもというこういう具体的な話もあるんですけども、これ経済交流ということになると、正式に商売人と商売人といひましょるか、そこまではなかなかいかないのんですけども、こちらの思い、向こうもトップが途中で、スタートしたときから変わりましたし、議会の構成も随分変わって、当初は議会の方

も随分後押ししていただいたのですけども、どうも、当然変わりますから、そんなことを特に去年の段階では随分話の場がありましたから、挨拶やら席でも話して、死んではないということだと思いますので、これは、なかなか今言いましたように、こういった形というのがある程度向こうでやっていただくには、それなりのルールも、一度やってだめだったということも報告させていただいたことあるのですけども、どうしてもそういった年間通して継続的にやるということの難しさありますけども、予算で直接どうこうということではなくて、今そういった段階なものですから、その辺については変わらず努力をしていないということではないことをちょっとお話させていただきましたし、今後も、こういうものが一たす一、すぐ二ということでないことも含めながら努力はしてまいりたいと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 言われていることについてはわかります。

そう簡単ではないのかなというふうに理解をするのですが、先ほども言いましたとおり、特に農業さんあたりは地場産ということで、それぞれ努力されているようなことです。

よりまして、村の基幹産業でありますそういった農産物を姉妹町村である、たくさん人口がいる川越と、ぜひ農協さんと連携をする中で、一步一步、年々推進していくというのかな。

ぜひやっぱりここら辺を打開する必要があると思いますし、ぜひ、今村長からもありましたけども、頑張ってほしいことだなというふうに思いますし、ぜひお願いをしたいと。

この件については以上で終わります。

○議長（高橋和雄君） ご意見として受け止めておきたいと思います。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 先ほどの給料の関係、ちょっと関連して質問をしたかったですけど、ちょっとタイミング延ばしてしまったのですけど、僕はちょっと違った立場というのかな、考え方で質問したいと思います。

国については、国を上回った自治体については国に合わせると。早い話、交付税で制裁というか、そういう形で来るということですけども。

今こういった形で地方分権が進んでいる中で、そういった国の姿勢としてそんなことでいいのかなという。

例えば、うちの村一つとっても、今まで行政改革、かなり徹底して進めてきているのですよね。

例えば、管理職の手当の削減とか役職加算の凍結、これなんかかなり、一人何十万円も年間カットされて、それを国と準じたらどうということなのかといったら、今7.8%削減したけども、トータルしたらうちの方が行政改革どんどん進めてきていて、非常に国の言っていることは減茶苦茶なことを言っているなど。

ましてや人事院勧告も出されていない中で、特例的な7.8%、地方に押し付けるということに対して、非常に私は地方分権の流れから反してる行為だなと思って。国に対してはそういうふうに思っています。

それで、この間新聞に出ていましたし、今、論議の中でもちょっと出ていました。

地域の元気づくり推進費、早い話、国家公務員と比較した給与水準だけでなく、過去の行政改革、これらを加味した中での交付税の調整というかな。出すもの出して入るもの入るということで新聞に出ていましたけども、これ、うちの村に当てはまるものなのかどう

なのかなってちょっと新聞見ながら思っていたものですから。

その件と、あと、この政府の動きに対して、地方6団体かなり反対というか、横暴だというような意思表示されていますけども、そこら辺、どんな動きが、地方6団体されているのか。

そこら辺について質問したいと思います。

○議長（高橋和雄君） 2点について、お答えを願いたいと思います。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、地域の元気づくり推進費、仮称ですけれども、先ほど黒田議員のご質問に2,400万円の影響額ということで説明をいたしました。

一方、今、知本議員のご質問にありましたように、過去の行革、職員数の削減の取組みなどに対しまして、先ほどの地域の元気づくり推進費というものが算定されまして、市町村に配分されるということで、試算ですけれども、この分が950万円という試算になっています。

条件としてラスパイレスが100以下という条件があるのですが、過去の職員の削減、平成5年度から平成9年度の平均と、直近の20年度から24年度までの職員数の平均の差引を基礎にしまして、どれだけ減っているかということで判断されるものです。

村にも当てはまる。これは全ての市町村に当てはまりまして、ラスを100超えているところについては、これの対象外になったり、職員数が増えているところについては対象にならないということが出てくると思います。

地方6団体、全国町村会含めまして、全国町村議長会など6団体としては、まず、国がこのこと、このことというのは交付税の削減を決めたことに対しては遺憾の意を表明して、声明を発表しました。

その後も十勝町村会としても北海道町村会会長に対しまして、交付税の削減をすることについては、地方分権の根幹にかかわる問題だとして遺憾の意を表明し、決議文、国に対して強く働きかけるよという決議文を北海道町村会に出しております。

地方6団体としては、やはりこの地域主権、地方分権の推進と逆行するということで、現在も反対、交付税削減ということに対しては、そういった手法を用いることに対しては反対の姿勢を変えておりません。

あとは地方、都道府県あるいは市町村の独自の判断で削減するかどうかということになるものです。

6団体の意向としては、そのような状況になっております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 流れは大体わかりました。

職員組合に提案しているということなのですけども、当然、ラスなんかここ何年も、うち100切っていますよね。

一時超えたことがありますけども。

そういったこと。あるいは役職加算なんか額大きいとか管理職手当も国より率低いとかいった部分もありますので、国そういうことで交付税措置されないということになれば、これまた困ることになりますけども、そういった部分で、いつまでもそういう役職加算の関係続けるのどうなのかなというふうに僕は思っていますので、そこら辺を加味して、今後職員組合と十分詰めていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

そのほか、質疑ございませんか。

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤耕平君） 58 ページの住宅用ソーラー補助金にかかわってなのですが、新年度も本予算で10世帯分補助ということなのですが、人気のある制度ですので、応募がまたいっぱいになったら今後も、新年度も補正で上げていって、そういう方向性であると思うのですが、自然エネルギー推進という点、本当にいい制度だと思うのですが、村として何か普及目標あるのか。

何世帯を目標にしているのか、何パーセント普及目標にしているのか、そういう目標が具体的にあるのかどうかと、あと、以前、私一般質問の中で、これにかかわって、28万円が1世帯当たり口座に現金で入るといって、今そういう制度になっていますけども、その一部でも村に還元、村の中でその28万円のうちの一部でもいいから使ってもらえるように、一部を商品券という形にしたり、あと、設置に関しては、村の業者でやっている幾つかありますので、帯広の業者とかに頼むのではなくて、村の業者を極力使ってもらえるような何かそういう仕組みづくりをしたかどうかということに対して、検討してみますというような答弁をいただいたと思うのですが、その辺の検討状況なんかもお伺いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず1点目、住宅用太陽光発電の普及目標については特に設定しておりません。と言いますのは、当初21年度から23年度までの3年間の計画で、この助成をしていこうということで始めたわけです。

ご質問にありましたように、大変、住宅を建てられる方あるいはすでに建てて、新たに設置される方の評価が高くて、当初予算で計上した金額を大幅に上回るような実績をこの間見ております。

国も期限を決めて助成しているということがあって、国がいつまでやるのかということも、毎年の予算でないとわからないということから、23年度で一旦はこの助成制度、期間が来たのですけれども、毎年度、予算に向けて、新年度継続しようかどうか、見直しをしようかどうかということを検討しながら、25年度についても5年目になりますが、引き続き助成をするということを決定しておりますので、最終目標何戸といいますか、というところは設定しておりません。

もう一つ、太陽光発電のパネルについても、普及が広まっていくとともに、徐々に安価になってきているということもありますし、国がいつまで助成をするのかということですか、他の自治体の動向なども総合的に見ながら、次年度以降の補助については検討していくことにしたいと考えております。

補助金の一部を商品券にしてということでご提案ございました。

一つは、村内でこの太陽光発電設備を設置できる業者が非常に限られているということで、もう少し多くあれば、何と言いますか、いわゆる1社とか限定されたところにこの商品券が使われることなく、少し幅広く使われるということはあるのが一つです。

もう一つが、28万円というかなり高額、高額という言い方がちょっと適切ではないのですが、生活費にとってみると高額な金額で、それを現在村で共同組合で発行している商品券は6カ月という期限があるということもあって、商品券にするにしても、6カ月間で使いきれようような金額であれば現実的なものかもしれませんけれども、その辺の心配も

あって実現していないといえますか、商品券化については具体的にはなっておりません。

ということで、一部検討は内部的にしたのですけれども、ご期待に添えるようなことにはなっていないというのが現状でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3 番知本議員。

○3 番（知本正幸君） ちょっと関連してですけども、自然エネルギーの促進というのは、そういう意味では非常にいいと思いますし効果的な事業かなと思っています。

ただ、北電に蓄電したやつを売るという場合と、自分のところで蓄電して使うといういろんなやり方あると思うのですけども、北電に売るということに対して、その行為に対して自分が村の補助を入れていくのはどうなのかという声なんかもちょっと聞くのですけども、そこら辺、村としてどういう整理の仕方をしているのかということと、もう 1 点、ちょっと違う件ですけども、予算書とは直接関係ないのですけども、行政改革大綱と実施計画。これは執行状況報告の資料に出ていました。

このことは、去年の 9 月質問して、早速できたなと思って見ていたのですけども、ただ、あまりにも迅速すぎるというのか、本当に内部の末端から議論して、本部の中で噛み砕いて策定したのかという部分で、あまりにも短期間すぎて、早い話、安易につくったのかなと思ったり、あと、執行方針でも村民の意向を決めながら行革大綱を進めるというような執行方針出ていたのですけども、行革の計画に住民の方がどうかかわりしたのか。

総合行政推進委員会の中で意見、報告と言っていましたか。ただ本当に報告だけでよかったのか。

報告の中でどんな意見が出て、どういうふうにあれしたのか。そこら辺についての経過というか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず 1 点目、太陽光発電の関係で、発電した電気を確かに北電に売電するというような仕組みが主流になっています。

北電から買うものは買う、つくった電気を売るのは売るとというのが主流でございまして、そういうことに対して補助金を入れることがどうなのかという意見があることはその通りだと思いますけれども、まずは再生可能エネルギーをどうやって普及していくかというそのきっかけの一つで、住民の方々個々がやれることに対して、今、村が一部助成をして推進するということの方が重要なということで、そういったお考えの方もいらっしゃることはあるなと思いますけれども、まずは極力再生可能エネルギーを普及させていくということのきっかけの一つのために、今やっているものでございます。

行革大綱ですけども、職員の管理職、課長職と、それから、管理職以外の職員に委員を委嘱しまして、昨年から 2 月までの間、3 回の会議を開いて、原案を示してそれぞれ意見をいただいて、職員全ての意見ということであるかどうかはちょっとわかりませんが、各課の中で出てきたものについては、行革推進本部の中で意見反映をしてもらって作り上げたものでありますので。

かなり拙速といえますか、急いでつくったということはあるのですけれども、現在は行革の計画大綱ありませんし、実施計画もないということで、手がけるとすれば、25 年度からやりたいということを最優先をしまして、24 年度内に策定しようとしているものでございます。

1 点説明漏れがありまして、総合行政推進委員会に行革大綱の案を資料として提出をし

て説明をし、報告という形でしたけれども、何かあればご意見をということで会議の中で説明をしたのですけれども、特に内容についての意見はございませんでした。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 村民参加という面では、やはり報告でなく、やっぱりきちっと1項目1項目住民参加の中で、やっぱり計画を立てていくというのが筋というかな、そういうことが一番住民参加の行政につながるのかなと思っています。

今回ああいった形で資料として添付というかな、4月策定したということなのですかね。検討されたということだね。案で出ていたけど。

これからも当然見直し、毎年していかなければならないと思うので、やはり総合行政の中で、やっぱり1項目1項目点検しながらやっぱり進めていくべきでないかなというふうに思っています。

総合行政の話はまたいろいろ長くなるので、とりあえず私の質問はこれで終わります。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいなと思います。

そのほか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 関連でありますけども、太陽光の補助金の話ですね。

これはやはり売電だけの人と、それから、自分のところで使って余りを売る人と二つがあるわけですね。

この調査ってしたことありますか。

二つの方法の中でどういう割合か。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） すみません。先ほど知本議員に対する説明が間違っていたかもしれせん。

基本的に買うものは買う、売るものは売るというふうに説明したのですけれども、ちょっと私の認識が誤りでして、余剰分を売るということのようです。

大変申しわけございません。

住宅用については、全戸、使って余り分を売るという仕組みでございます。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） ちょっと村の調査と我々聞いているところと違う部分があるのですけども、金になるのだから売電部分だけでつくったって間に合うんだから、売電部分だけの太陽光システムにしたという人も聞いているのですよね、中には。

これは、本来からいくと村の補助金出して、自然エネルギー云々ではいいのかもしれないけども、やはり営業行為に対しての協力みたいな気がするのですよ。売電だけというのは。

これを村民の税金云々の中から村から出すということになれば、何か不平等だという村民の中から声も結構聞こえてくるのですけども。

これ、ちょっと調査してもらって、やっぱり自分の家で使ったものに対しての売電ならいいけども、ただ売電行為だけのということに対してはちょっと考えていく必要があるのではないかなという気がするのですけどいかがなものですかね。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分

○議長（高橋和雄君） 休憩閉じたいと思います。

引き続き会議を開きたいと思います。

火山副村長。

○副村長（火山敏光君） ちょっとその辺の方法論と具体的な中身、こちらの方としては、補助するときに、一応データをくれということで、北電の検診だとか売ったやつの検診表を出していただくこととかにしていたので、今一度、そんなに莫大な数があるわけではないので、きちっと中身の把握をさせていただいて、その上でちょっと整理するものがあれば整理をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 今年付けるところ大体50戸ぐらいになりますよね。

先ほど言うように、売電だけで付けると営業行為ですね。

それをやっぱり村の中から助成するというのはちょっとおかしいのではないかと。

やっぱり自分のところで入れて、余剰したものを売るというシステムに関しては、これは今の世の中の太陽光というのは、いろんな面でいいのではないかなと。

けども、売電行為に関しては、これはしてしまった人もいるのだけど、これはどうなるかわからないけども、やっぱり今後、村の中においてやっぱりそういうものは十分検討していただかないと。

これから付ける人もいるのだろうけども。

話の中で伝わっている中には、これは付けたって採算合うのだから、これはやった方がいいよなんて自分も進められた経緯があるので、その辺をしっかりと調査しながら、今後、どういうふうに進んでいくのかという方向だけしっかりとしてもらいたいと思うのですけど。

よろしくお願いします。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 49ページの街路灯の関係でございます。

中心の市街地の街路灯1灯の消灯についてということでございますが、このことについては12月7日の行政区長会議でもいろいろ議論されて、村の方として回答がされたということを資料として拝見をいたしました。

昨年から節電要請に基づいて、2灯から1灯にしたということで、電力供給が安定し、節電期間中である期間については、3月8日で終了を、ご存じのとおりしているわけですが、今申し上げましたように、12月7日の行政区長会議で、現在も7%以上の節電要請を受けており、計画停電を回避するため、行政機関として率先して節電を実行する必要があると考えますと。電力の供給が安定した時点で、2灯点灯について戻したいということで回答がありますが、いつ戻されるのか確認をしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まだ戻す時期については決めておりません。

北電については、現在、泊原子力発電所の運転がまだされていない状況でして、その分を火力発電等で補って計画停電を回避しているという状況であります。

火力発電についてもかなり古くなってきておりまして、その安定的な運転が十分確保されているとは言い難いということで、計画停電の期間については3月8日で終了しているのですけれども、引き続き安定的な供給がされるかどうかということとは、まだ明確になっていないということで、当分の間、はっきりするまで2灯のうち1灯の消灯については継続していかなければならないかなというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 非常に曖昧というのかな。では、いつ電力供給は安定というこんな予測がつくのでしょうか。

お答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） この3月8日までの節電期間への協力に対する北電からのお礼も兼ねた報告を見ますと、計画停電の要請をする7%というライン、最終的にはぎりぎりというところで計画停電には至らなかったという状況であります。

いつ安定するかということについては、現段階ではよくわからないので、これは原子力発電所の運転再開とも大きく絡んでくるのだと思うのですけれども、現段階では何とも言えないということで見込みは立っておりません。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 何と言うのですかね、行政区長会議、資料で回答出しているのですが、電力供給が安定した時点で、先ほども申し上げましたけど、2灯に戻したいということなのです。

今の答弁からするといつかわからないと。

供給が安定するのはわからないから云々ということであればいいけども、ここの回答からいくと、何と言うのですかね、期待が持てるというのか、いわゆる節電の要請期間3月8日で終了したのです。私も毎日テレビ見ていたのですけども、比較的安定をされていて、86%ぐらいですか。特な問題はないとして終わっているわけですから。

一般としては、安定して終わったのかなという感じがするのですが、今、総務課長の答弁からいくと、どうも区長会議における回答ですね。安定した時点で2灯に戻したいなんていう非常に期待感が持てるというのか、そのことは節電要請期間ですか、3月8日で終わった時点で戻るのだらうというそんな解釈もできると思うのです。

今聞くと全然よくわからないということですから。

なぜこれにこだわるのかということとは、ご存じの通り、非常に景観というのか、当時は2灯点いて中札内も非常にまちが明るくていいなということだったのですけども、どうも国の財政も厳しくなる、あれもこれもといったときに、うちの電気もだんだん消えていくと。

非常に活性化が出てこないことになるわけで、電気料はかかるのですけど、村民の方も非常に関心を持っておりまして、それよりもまちを明るくしてくれと、こういうことの中から行政区から意見が出たことだと思うのです。

よって、ちょっと回答していることと今思っていること、安定の関係なのですけども、どうも期待される回答を聞きますと、まだわからないと、ずっとだよなんていうその辺のずれがちょっと私の頭の中よぎるのですけども、その辺の感覚はどういうふうに理解されているのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 今回の節電期間中においても、ちょっと今手元に資料ありませ

なので正確な数字はわかりませんが、期間中十数日間は危険な状態に近いところまでいったということがございます。

トータルでは黒田議員今おっしゃったようなことだと思います。

比較的心配するようなことがないような状況で結果的には終わったのですが、その中の日によっては危険なラインを超えるような日もあったというふうに、北電からは報告受けておりますので、こういった心配がないような状況になったときが戻るときかなという。

これはまだ村の内部で検討したわけではないのですが、総務課としてはそういうときが安定的に電力が供給するときかなというふうに感じております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） 節電期間中は毎日見ていないからわからないのだけど、危険なこともあったという今報告ですが、その期間については3月8日で北電は終わったよということは公表されているわけです。

一般的には節電の要請が終わったから、電気の供給の安定についてはほぼ終わったなということの皆さん理解をしているというふうに思うのですよね。

区長会議でもきっちりさっき回答しているわけですから、そういった街路灯については、節電もわかるけども、もっと明るくしてほしいということもあるわけですから、ぜひ、その辺の両面を捉えて、ぜひ区長会議で回答したことなども検討されて、さらなる回答というのですか。そんなことも区長会議で新たにしていってほしいというふうに思いますが、その辺いかなものなのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 引き続き電力が十分安定的に供給できるという補償がまだされていない状況ですので、もう少し状況を見た上で判断しなければならないと思います。

この街路灯の1灯消灯についても、設置個所数からしますと、全部で五十数基だったでしょうか。あるわけで、この1灯からまた2灯に戻す費用も相当かかるということで、短期間で点けたり消したりということについてはあまり望ましくないということもございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） どうも私の質問趣旨の仕方が悪いのかちょっとわからないのですが、何と言うのですかね、電力供給の安定、確かに泊原発の関係ですから、あの辺が稼働しないと安定しないということになれば、半永久的とは言わないですけども、ずっとという話ですよね。

併せて、僕が言っているのは、行政区長会議に回答した、さも節電期間が終わったり戻すよという理解をできるのですが、今言うと、泊原発の絡みですから、ずっと節電についてはしてもらわないと困るよといったら、ずっとできないのだと回答すれば、その論議があって、そうなのかなということなのですけども、どうも期待を持たせたような形で区長会議終わって入るような気がするのです。

その辺の私の受け止め方がいいのか悪いのか知らないのですが、ちょっと次期の区長会議にきちっと各行政区長さんにその辺のことが理解されるような回答書の中身の説明をさらにもお願いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ありましたら出してください。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） では、ちょっと 1 点だけ。

62 ページにあります戸籍事務システムの導入事業について、先ほどちょっと説明がありまして、電子化をするということなのですけれども、これは戸籍のデータなどの証明書を敏速化と、あと事務の向上ということなのですけれども、このことについては住民も戸籍を取るなど直接関係があるので、どういう仕組みになるのか具体的に教えていただきたいのと、今まで手書きしていたものが電子化されることによって、と私は理解しているのですが、そのことによって今まで使われていた漢字とかそういったものについてはどのように電子化になったときにはなっていくのか。

それとあと、発行するに当たって、この発行してもらうときに手数料がかかったと思うのですよね。

その手数料というものも変わっていくのか。

そのことについてお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 戸籍の事務システム導入の関係です。

これは 24 年度の当初で債務負担行為の議決を得て、2 カ年に渡る事業で行っています。

その内容なのですが、言ってみればこれまで全部手書きで、その後タイプで戸籍ができて上がっています。原本ですね。それは紙で保管していると。

当然これを電子化するということは、データ化して、機械の中にデータとして入れて、そのことによって発行時間や何かについても短縮ができるということがまず一つ挙げられます。

もう一つあるのは、災害対策という部分でいけば、紙の簿冊も何冊も持って、例えば、地震及びその後火事、耐火金庫には入っていますけれども、それを持ちだして保管をするということよりも、データ 1 本でそれが退避できていると。データ一つ。

例えば、変な話、CD-ROM 一つ、ROM の中に一つ格納してあればそれが持ち出せるだとか。

そういった災害対応のメリットも当然ございます。

基本的には紙のものを全部データ化しますので、データとして打ち直すという捉えになります。

ですから、今はその作業をやっているところです。

原本をコピーをして、そのコピーをもとに今データを入力しているという状況です。

ただ、除票とかなった部分については、画像として保管をしますので、写真データとして。

それをもとに除票として今度はデータ化されたという形になります。

そのことによるメリットは、例えば、相続のことだとか、そういったものを紙で全部、これまでは台帳で追いかけていったわけなのですが、それはある程度データ化することによって検索機能がある程度格段に上がりますので、一人に対する相続の関係人だとかという抽出も全部できるようになると。そういったメリットがあるかというふうに思います。

特に手数料のお話がされましたけれども、現在、電子化されたことによって手数料の引き上げをしたところは、町村は確か管内ではなかったというふうに思います。

基本的に、1通、戸籍の謄本であれば450円というふうにいただいていますけれども、その見直しまでは今のところ考えているものではないです。

あと、データ化するときの漢字です。これは全て法律で使える漢字というのは決まっていますので、今現段階で使える文字に置き換えるという形で処理をする形になっています。

ですから、データ化する段階で使える文字への変換。

ただ、それを本人がどうしても同意をしないだとかという場合については、その外字をつくるということもあろうかというふうには思います。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） わかりました。

その内容についてはわかりましたけれども、ちょっと1点聞くのを忘れたのですが、今後これに対する維持管理費というのは、毎年どれぐらいかかってくるのかということをお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 維持管理費としましては、予算書の中にも載っているのですが、ただ、無償期間が中に存在するために、それを足しても年額にはならないので、今年額に置き換えてお答えをしたいと思います。

まず一つは、ソフトウェアの保守等です。これはハードウェアも含みますが、それが月額15万5,000円ぐらいかかりますので、約180万円程度。

それに今導入を決めたシステム自体の使用料が、これも月額で約16万円ぐらいかかりますので、合わせて370万円ぐらい。年間370万円ぐらいの維持管理がかかるという形になります。

○議長（高橋和雄君） 休憩します。

20分まで休憩をしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

○議長（高橋和雄君） ちょっと早いのですが、皆さんが揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

質疑を受け付けたいと思います。

質疑はありませんか。

ほかに質疑がなければ、次に進みたいと思いますがよろしいですか。

それでは次に進めさせていただきます。

次に、3款民生費、4款衛生費、5款労働費に入りたいと思います。

ページは68ページから107ページまでです。

概略説明をお願いしたいと思います。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、3款民生費から4款衛生費までの福祉課が担当する部分について説明させていただきます。

はじめに、民生費から説明させていただきます。

69ページをお開きください。

3款民生費は、昨年から継続して工事を行っている中札内保育所の建設工事が2年目であることなどで、前年に比して8,524万6,000円減の7億3,733万2,000円となっております。

それでは、特徴的なものについて説明いたします。

70ページをお開きください。

上段にあります社会福祉一般経費の負担金補助及び交付金の社会福祉協議会補助金は、人件費の減により129万6,000円減の1,548万2,000円となっております。

その下のポロシリ福祉会運営助成補助金ですが、ヘルパー事業の減により194万8,000円減の1,751万5,000円となっております。

71ページをご覧ください。

下段にあります敬老会事業費の報償費の敬老祝金ですが、敬老祝金対象者の増により102万円増の382万円となっております。

次に、73ページをお開きください。

上段、扶助費の高齢者等通院タクシー交通費は、人工透析を必要とする高齢者の増により、100万8,000円増の258万6,000円となっております。

次に、76ページをお開きください。

下段にあります委託料の中の現場実習委託140万4,000円ですが、障がい者の就労支援のためのものであります。

77ページをご覧ください。

負担金補助及び交付金の上段にございます北海道障がい者スポーツ大会と、その下、十勝障がい者スポーツ大会は、今年度本村を会場に開催される障がい者スポーツ大会の補助金を計上してございます。

その下にあります扶助費の中段にあります介護給付費は、利用者の増によりまして、272万7,000円の増の5,109万3,000円となっております。

また、その下の訓練等給付費120万2,000円増の361万4,000円も利用者の増によるものでございます。

次に、飛びまして、82ページをお開きください。

下段にあります扶助費の児童手当ですが、子ども手当から児童手当に変更になったことと、対象人員が若干減っておりますので、443万円減の6,231万5,000円となっております。

84ページをお開きください。

中段にあります保育所管理費ですが、4月から9月までの現保育所の管理費と、10月から3月までの新保育所での運営にかかる費用を見込んでおり、全体で259万2,000円増の828万9,000円となっております。

次に、85ページの中段の保育業務の賃金、保育士及び調理員代替賃金は、主にパートの栄養士1名を新たに配置予定のことから、164万4,000円増の1,296万9,000円となっており、その下の嘱託保育士賃金は258万5,000円減の1,675万6,000円となっておりますが、これは2名分の嘱託保育士の賃金を労働費で別で計上していることから減額になっているもので、実質は200万円の増となっております。

次に、87ページをお開きください。

上段にあります保育所建設事業費の工事請負費の保育所建設工事で、継続事業分の建築主体分とパラボラなどを整備する屋外施設工事と植栽工などを整備する外構工事を行うた

め、2億990万9,000円を計上しております。

その下、備品購入費は、家具、遊具などで1,765万8,000円を計上してございます。

次に、88ページをお開きください。

中段にありますへき地保育所業務費の嘱託保育士賃金は246万3,000円減の259万3,000円となっておりますが、これは障害を持つ園児の卒園によるものでございます。

民生費は以上で、91ページから4款衛生費に入りますが、衛生費は前年に比して743万2,000円増の2億922万3,000円となっております。

次に、飛びまして96ページをお開きください。

下段にあります保健センター管理費の備品購入費、保健センター備品でございますが、これは運動指導室に備えてありますパイプ椅子100脚の更新と、和室南側カーテンと、それから診察室のカーテンの更新などにより、136万2,000円を計上してございます。

次に、100ページをお開きください。

上段にあります予防接種事業費の予防接種業務委託であります。99万1,000円増の496万円となっております。

これは四種混合ワクチンなど昨年認可された薬剤費の増によるものでございます。

以上で概略の説明は終わりますが、事業の一部については、各会計予算に関する資料の13ページ上段に保育料の減免。

それから、21ページ上段にあります高齢者等通院タクシー交通費助成から、27ページにかけて特徴的な事業について記載してございますのでご覧いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、続きまして、住民課所管の民生費から労働費までの特徴的な部分について説明をさせていただきます。

79ページをお開きください。

6目社会福祉医療費、説明欄下段の扶助費で子育て支援の重点施策である児童生徒特別対策医療費につきましては、今年度も引き続き、小学校から中学生修了時までの医療費無料化のために、前年より50万円減の444万円を計上しております。

また、その下段、未熟児養育医療費51万円ですが、これは都道府県がこれまで実施してきた事業で、法律改正により市町村に事務が委譲されることによるものであります。

次に、81ページをお開きください。

下段の9目、後期高齢者医療費、説明欄の負担金補助及び交付金の療養給付費負担金ですが、算出にあたっては前々年度である23年度の給付実績に基づくことから、この23年度の給付実績が22年度実績に対して増加していることから、25年度の予算につきましては800万円ほど増加し、4,390万円ほどとなっております。

次に、4款衛生費です。

93ページをお開きください。

2目環境衛生費で、説明欄上段の鳥獣被害対策実施隊員報酬及びその下の鳥獣被害対策実施隊駆除補償ですが、これは鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき設置するもので、隊員には猟友会の会員を基本として委嘱し、エゾシカ捕獲、駆除を中心に活動していただくこととしております。

また、4月には実施隊として一斉捕獲にも取組む予定としております。

次に、95ページをお開きください。

3目診療所費の説明欄、備品購入費、診療所医療事務会計システム367万5,000円は、平成18年度に導入した現在使用している会計システムが、年間のサポート終了に伴い更新する必要があることから予算計上したものでございます。

次に、105ページをお開きください。

2項清掃費、2目墓地火葬場費、説明欄の下段、委託料で墓地内支障木伐採委託66万7,000円、廃棄物処分委託97万6,000円ですが、これは墓地区画に落葉が溜まり、清掃等利用者の負担となっていることから、伐採をしようとするもので、インター線側については除伐を、30周年記念の森側、火葬場側ですが、火葬場側については伐採をしようとするものであります。

なお、基線道路側につきましては、電線との接触の恐れが高いため、北海道電力の負担で伐採することになっております。

以上で概要の説明は終わらせていただきますが、事業の一部については、予算資料の18ページから20ページにかけて掲載しておりますのでご覧いただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 説明は終わりました。

それでは、3款民生費、4款衛生費、5款労働費についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

4番笠松議員。

○4番（笠松直君） 77ページの成年後見人のところのことなのですが、これはちょっと前にテレビで放送された裁判所が憲法違反でないかというあれのことですね。

この後見人が付くと、ニュースでは選挙権がなくなるということなのですが、この選挙権が制限されるということ以外に何か個人にとって制約されるものというものはあるのですか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 成年後見人について、この間、裁判ごとがございまして、成年後見人になられた方、支援を受けられた方は選挙権がなくなるよと。それは憲法違反だぞということで、公職選挙法の違反ということでその判決が出たところでございます。

成年後見人には、そういう判断基準が不十分な方に対しまして支援を行うという形での制度でございます。

成年後見人制度は、判断が特に不十分な方、その方が成年後見。

そして、それより少し軽くなって補佐。

そして、それよりさらに軽くて補助人という三つの制度がございます。

今回の裁判のなったところについては、一番上の重い後見人の付いた方に対してのものでございます。

その方につきまして、後見補佐、補助とそれぞれ制約はございますけれども、今回のその後見人が付いたことによりましての制約といいますのは、一応判断基準が不十分になるということですので、選挙権と、それから、お医者様であった場合の医師の免許、弁護士、それから司法書士、行政書士、税理士、社会福祉士などというそういう一度取っておけば大分免許が更新しないで済むという、そういうものに対しましてのものは全て制限を受けるという、そういう形になってございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

4 番笠松議員。

○4 番（笠松直君） これは国の法律がそうなっているので村がどうこうということにもならないのだろうけども、そういう 3 種類に分かれている。判断するルールなんかもあるのですね。

それは村がかかわるのですか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） これらの判断につきましては裁判所が行うものでございまして、それで後見人がいいか補佐がいいか補助がいいかというような形になっていくと思います。

ただ、今回の裁判で見られたあの方の状況でいくと、後見人が付くのが妥当なのかどうかというような、受け答えだけをテレビで見ていた場合、ちょっと判断ございますので、その辺の微妙な判断というのは難しいものがあるのではないかなと思ってございます。

○議長（高橋和雄君） 4 番笠松議員。

○4 番（笠松直君） 禁治産者という方いますね。

それとはまた別の概念になるのですかね。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 禁治産者、準禁治産者という制度。これが 2 0 0 0 年に改めまして、そして、成年後見という制度に変えたものでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほかご質問ございませんか。

1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） 7 0 ページ、福祉バスの運行管理費なのですが、この利用状況等は今現在はどうな感じで推移しているのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 現在の福祉バスの利用状況についてお知らせをしたいと思います。

週 2 回、火曜日と金曜日に定期運行ということで、上札内地区と下地区とを 2 路線について運行しております。

そのほかに、老人クラブの喜楽会、寿会の定例会、これは毎月 1 回ずつございますけれども、定期運行という形で行われております。

あと、教育委員会の方で主催をしていますポロシリ大学するときにも定期運行という形で運行をさせていただいております。

2 4 年度についてはまだ 3 月全て終わっておりませんのでまとまっている状況ではございませんけれども、2 3 年度においては、この定期運行分では年間 1 3 0 回で 1 万 4 7 5 キロメートルという走行距離になっております。

あと、不定期の運行で、老人クラブの管外研修ですとか母子会、あと、遺族会等々の各研修旅行の部分について、不定期で利用をされています。

これの実績も 2 3 年度のものになりますけれども、年間 3 2 回で 6, 0 0 0 キロメートル弱、5, 9 8 5 キロメートルというような形で運行しております。

年間、従いまして 1 万 6, 0 0 0 キロメートル強の走行距離になっているところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） 結構利用はされているということなのですが、結構古い車両だと思うのですが、大きい車両で、団体で使用する時も、今の話からすると若干あるという話なのですけども、今後ずっとあれを使っていくのか。または少し小回りの利く利便性のいいものに変えていく気持ちがあるのか。

そこら辺のことを、かなり距離数も走っているでしょうし、それぞれ限界も近づいているかなと。

そこら辺の予定というのはあるのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 福祉バスの更新等の計画につきましては、現在の利用、毎日の定期運行の利用につきましては若干少ないような形でございます。

それらも含めまして、使い方につきまして、今検討しているところでございます。

それで総合行政推進委員会並びに長計の中で福祉バスの小型化、それから、ルートや何かも含めまして、そういうのを検討、今している最中でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほかご質問ございませんか。

3 番知本議員。

○3 番（知本正幸君） 何点か質問します。

まず、社会福祉協議会の関係。

この間、補助金の内訳いただきました。運営費と人件費、人件費として898万円、資料にあったわけですけども、この内訳は、特徴は村からの派遣か出向か。この中には入っていないのかなと思っていますけども、あとの分の人件費から、体制がどんな体制になっているのかということですね。

あと、嘱託職員も何名かいると思うので、そこら辺の雇用の関係、身分ですね。

それが1点と、社協の直接な事業ではありませんけども、共同募金会やっていますよね。

随分昔からなのですけども、2,000円以上の寄付について、社協も広報で出ていますよね。

このことについて、今そういう時代でないだろうと。

村の広報も大分前から寄付金の額は載せていないのですよね。

そこら辺について見直す考えかな。村直でないから伝えておく程度でしょうけども、共同募金全体のあり方も含めて、そろそろ検討の余地があるのでないかなというそんな気がしまして、そういう村民の声も聞きますので、そこら辺について、社協の方にもぜひお話をさせていただけたらなという気がしております。

次、84ページの保育所の管理費です。

燃料費と光熱費ですね。前年と比べてかなりアップしているのですね。

去年は300万円程度で、今年度500万円ぐらいか、両方で。かなり大幅にアップしています。

以前に建設についての説明を受けたのですが、そのとき、管理費についてはほとんど変わらないというふうに僕は記憶しているのですが、半年でこのぐらいい、10月オープンして半年でこのぐらいいアップするということは、さらにこの倍ぐらいい増えるのかなというふうに単純に思うのですが、そこら辺何か理由があったのかなというふうに思

いますので、ここと就労センターの委託、これも大幅に増えています。

周辺の環境整備だろうけど、今年はそんなに環境整備出ないのではないかなというふうにちょっと思っていたのですが、こういった形で出てきているので、ここら辺の理由ですね。

あと1点ですけど、へき地保育所の管理費です。

中札内の保育所ができて、上札内の保育所との施設のリスクというかな、かなり違いますよね。中札内保育所と上札内保育所。

そういう中で、保護者の方、当然中札内に行かせたいとかそういう話もあるのかなのか。

仮にそうなった場合、中札内で受け入れることにしているのか。

ちょっと聞くと、うちの村の人が更別に行ったりもしているというふうにも聞きますので。

そこら辺の考え方、ちょっとあれば聞かせてほしいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 私の方から、前段の2点について、社協の体制の関係と共同募金の関係のところについてお話をさせていただきたいと思います。

先に資料の請求がありまして、お渡しをさせていただいているところですが、人件費で89万8千600円、この内訳になりますけれども、専門員ということで正職員が1名という形になります。

あと、書記の方で臨時の方が2名という形になっております。

諸経費の部分については、18万1千900円ということで、旅費、役員研修、理事会の費用弁償をはじめとする事務費という形になっております。

事業活動費の38万5千900円の内訳については、社協が事業で行っておりますボランティア活動費、在宅福祉のサービス関係、それとふれあい広場ですとか心配ごと相談の部分にかかわる経費。

それと、大きくは高齢者の就労センターの部分の経費となっております。

団体等負担金補助金7万1千800円、これについては、遺族会ですとか社会を明るくする会の運動の福祉団体の活動助成という形になっております。

それと、テント使用負担金ということで10万円、行事用テントの使用料として支払いをさせていただいております。

もう1点ありました共同募金の関係でございます。寄付の金額の記載という部分でございますけれども、昨年の定期監査のときにも監査員の方からの指摘も受けているところでもありますけれども、そのときもお話しました通り、人格別だということもあるのですが、趣旨については非常に理解ができるということもありますので、社協の方にこの部分については、改善と言ったらいいのでしょうか、その辺の部分について、会長含めて今後もお話をさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 社会福祉協議会の体制のことについてでございます。

今、局長、村の方から派遣してございまして、そのほかに正職員が1名、それから、事務を行っている嘱託職員が2名、そして、就労センターの専門員が1名という形でございます。

この中で、嘱託職員2名についてなのですが、この方につきましては、急遽前

年の末に辞められたということもございまして、暫定的に嘱託職員という形で配置させているところでございます。

それで、将来的には局長も含めて、社会福祉協議会の体制がどうあるべきかというのをこの1年検討をかけて、体制を検討していきたいなと考えているところでございます。

あと、保育所の管理費、それから、就労センターの委託等については所長の方からお願いします。

○議長（高橋和雄君） 成沢保育所長。

○福祉課保育所長（成沢雄治君） 私の方から、燃料費とへき地管理費の関係についてお答えしたいと思います。

まず、燃料費の部分、アップになった部分については、主に燃料費と電気料というところが基本的に多くなっております。

現在、平成24年度で重油と灯油で大体2万リットル使うのですが、新しい保育所になったときに試算をしますと、2万5,000リットルぐらいの燃料費を使うということで、その部分がアップしております。

電気料なのですが、建物が大きくなっていますので、基本の電圧がすごく高くなっています。

その分、基本料金が今までよりかなり大幅に上がって17万円ぐらい月かかるのではないかとということで伺っておりますので、その分で燃料費については大幅なアップになってしまったということになります。

次に、へき地管理費の保護者の考え方です。

ちょうど3月の11日に父母の会の総会をやりまして、その辺のお話をさせていただいたとか話題提起になりました。

このときに、保護者の考え方としては、新しい保育所に行くのではなく、上札内の保育所を守っていききたいというお話がありました。

新しい保育所になったらぜひ見に来てくださいというお話はしていますが、できれば、地域の部分含めて、いろんな方、上札内に来てくれないかというお話がありましたので、状況について報告させていただきます。

就労センターの作業委託ですが、新しい保育所になったときに、中のトイレ掃除、それと外構の清掃、除雪等々を想定しております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 社協の体制についてはわかりました。

臨時職員ということですが、嘱託職員ですね。

学童も嘱託、このほかにいるのかな。ここら辺について、雇用体制というのか、うちの場合原則3年ということになっていますけども、そこら辺、社協もきっと同じかなと思うのですが、そこら辺どうなのかということですね。

あと、事務局長ですね。以前からいろんな形でやっていますが、ここずっと役場の課長職が出向か派遣だったか、されております。

本当にこのままでいいのかなって僕はずっと前から思っているのですが、やはり社会福祉協議会も自立のときかなと、そろそろ。

そういう面では社協独自で職員を採用する。村も人余っているわけでないで、独自で採用して自立するような形で、村としても指導というかな、社協の役員と話し合っていく

必要があるのかなと思っていますけど、そこら辺、村長の考え方あれば答えていただきたいなと思います。

あと、維持管理費、これはやってみなければわからない部分ってあるのでしょうか、できるだけコスト削減で取組んでいただきたいなというふうに思っております。

あと、上札内保育所、実態わかりました。保護者の意向というかな。

一番いいのは中札内と統合するのが僕は一番いいと思っているのですが、ただ、地域の声とか小学校との絡みあって、なかなかそうもいかないなというふうに思っていますけども、そこら辺、できるだけ保護者の意向を聞いて取組んでいただきたいなというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 保育所の関係、いいですか。

田村村長。

○村長（田村光義君） 今、社協の体制のご意見いただきました。

私も担当課長もやっておりましたし、それ以前の社協の事務局長の募集といいましょうか、お願いした経過もそのときに聞いて、いろいろ見方はあるのでしょうか、先ほどこちょっと遠回しに言いましたけど、やはりプロパーで育て上げて、別団体として局長も含めてやっていくことがやっぱり理想的だなというふうにずっと思っておりました。

お互いに派遣をしている、あるいは予算の関係も含めて、遠慮ではないのですが、言いつらいことも含めて出てきていることと、村もやはり期待感として社協でやはり、村でやる分、社協でやる分と明確に分けながら、お互いにやっていたことがいいなというふうに思っております。

先ほど課長の方から1年かけてというようなそういう将来も見たときに、すぐそういう人間が育つということ、以前であればどちらかという退職をされた方を事務局長として、役場からではない場合もやっていたこともあるのですが、やはりなかなかそういう時代でもないかなと、こんなふうな感じもするものですから。

もちろん社協の方のご意見も聞きながら、そのことについては村とも意見すり合わせて、こちらの考え方もありますので、その辺はできれば募集についても25年度中にできるだけスピードアップして、局長がすぐできるかどうかは、これは時間のかかることですが、体制としてきちっとそういった長期を見通したことを、ぜひ私としても整理したいなと、こういうふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 保育所の関係はご意見ということで聞いておきたいと思いますが、よろしいですか。

そのほか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 今、村長から答弁いただきましたけども、村長の言う考え方もよく理解できますけども、ただ、局長については、プロパーで育て上げるという考え方もあるのでしょうか、一方では1回採用してしまうとずっとそういう形になってしまうので、そこら辺非常に危険な面も僕はあるのかなと思っています。

そういう面では、若い人をとるという考え方もあるでしょうけども、ベテランのそういう経験者というかな、そういう方も考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

これは意見として。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 私はちょっと突っ込んでお話をしたいというふうに思いますが、この関係については昨年の3月のこの予算議会で取り上げた問題でもございます。

先ほども出ましたが、正職員3名いたうち、急遽2名辞めたので、24年度中はやむなく臨時事務員2名ということで記憶しております。

担当課長の答弁では、25年度職員化については検討していきたい。

また、きちっとした体制を組みたいというこういう答弁でありましたが、先ほどの答弁を聞きますと、25年度中も臨時扱いというのかな、24年度も臨時扱い、25年度も臨時扱い、どうも置き去りというか、そういう現場というのですかね。検討検討でたいした以前から福祉というのは充実しなければならないというふうに理解をするのですが、逆に臨時臨時ということで、昨年は検討するというのですから、25年度は当然正職員化ということで思っていましたら、なお検討したいということの考え方と、898万6,000円の内訳ということで聞きましたが、社協にはそのほか学童指導員2名もおられると思いますが、これは入っていないということでもいいのかな。

まず、その辺2点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 黒田議員のおっしゃる通りでございます。

急遽一昨年のときにお二人お辞めになるということで、そのときに体制も含めて検討という形で、できれば25年度中に何とかしたいと。25年度から新たにというそういうつもりで準備をしてきたところでございます。

ただ、検討していく中で、単にその人間の正職員化するだけで、この問題は解決しないというようなことになりまして、社会福祉協議会の事業そのものを見直すべきことだなというそういうところまでなりました。

そういうこともございまして、先ほど知本議員がおっしゃいましたように、局長も含めて、そしてそのほかの職員、今現在おります3名、嘱託2名、それと、その方たちも含めて、それらも全体を協議しなければいけないだろうと。

せっかくですのでそういう時期でないだろうかということで、もう1年、申しわけございませんけれども、もう1年かけさせていただきたいなと思ってございます。

それで、私どもできるならば、局長も含めて10月ぐらいでないといい人材が確保できないだろう。そのぐらいに募集をしないといい人材が確保できないというそういう実態も把握してございますので、それに向けて、今準備を進めているところでございます。

それと、学童の2名のことににつきましては、これはまた別予算でございます。

2名は嘱託職員という形になってございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） なかなか決められないというのか、前に進まないというのか、このことが2年間かかるということですよ。

福祉についてはどんどん対象者が増えて、毎年追いつかないぐらい前進していかないと追いつかないという状態で、今、担当課長言う部分は、去年の3月議会ですから、当然1年間の中で、今言ったこと、そんなに難しいことではないと思うのですよ。やる気があれば。

私はそういうことで、当然、25年度には、これは正職員が増えるわけじゃなくて、元通りの正職員3名にしてはどうかということですから、そんなに難しいことでない。

担当課長というのですか、やる気があれば前へ進むのだと思うのですが、どうなのでしょう。

ようかね。

そんなに難しいことなのでしょうかね、1年かかって。

また結論が出ない。また1年待たなければならないということですから。

どんどん高齢化というのですか、福祉の対象増えていくというふうに思うのですが、再度その辺の考え方、どういう考え方で1年取組んできたのか。

非常に重要な部分でありますので、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） この1年間検討させていただきましたのは、今いる社会福祉協議会の職員の待遇のあり方について、まず1点。

それともう1点は、今の事業でいいのかというところの検証でございます。

その辺のところをしっかりとやらせていただかない限りは、どういう体制をつくるのかというのは逆にできないというそういう形になりまして、現在行っている事業だけでなく、新たな社会福祉協議会としてこういう形のものをやっていくのだという事業を、今煮詰めているところでございますので、その辺で、申しわけないでございますけれども、1年さらにかかってしまったということでございます。

それで、かなり議論をさせていただいているところでございますので、何とか今年度中に、25年度中にそういう形で体制等も整えていきたいなと思ってございますし、行う事業や何かについても検証も行っていきたいと思ってございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 結果としてまだそんなことで、まだ体制はつきりしないということなのですが、社会福祉協議会、若干聞きますと、それなりの要望というのですか、早く以前に戻してくれという格好の形は何らかの形で、担当課長なのか理事者なのかはちょっとわかりませんが、届いていることなのかなということなのです。

だから、非常に、突然今言っているわけじゃなくて、昨年から経過で私は言っているわけですから。

先ほど、村長も、25年度中にできればきちとした体制ということも言っているわけですから。かなり遅れているわけですから。

本当に正職員、臨時は2名おられるのですが、ぜひ以前の正職員化に向けた、とりあえず形にさせていただきたいと思うのです。

さらに福祉については続いているわけですから、増員するのであれば増員するという考え方も必要でなかろうかというふうに思います。

もう1点は、福祉協議会の正職員、今、臨時と正職員の話しておりますけれども、正職員がどういう待遇というのですかね、村職員に比較してどういう待遇で正職員の賃金体系になっているのか。

その辺ちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 社会福祉協議会さんの給与法の待遇がございまして、それに基づいて行われてございます。

その待遇のもとについては、村の臨時職員の待遇を慣行してございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 2点目はその正職員の待遇改善ということで、今絞ってお話を聞いているのですが、今、担当課長言うように、定数外臨時職員の要綱ですか。いわゆる準

職員の1級から3級の合成表で給料は支払われていると、こういうことですよ。

いってみれば、それに基づいてやっているということで、私もちょっと調べたのですが、給与は確かに正職員はそういうことなのですが、要綱的に見ると、その中に、扶養手当、住宅手当が今の準職員、定数外要綱の中に載って、本庁というかな、それに準ずる人はそれなりに支給されていると思うのですが、それらについては支給されていないのです。

ここら辺はどういうふうに理解されているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 定数外の臨時職員の待遇、それが基本のベースになってございます。

それで、その中で社会福祉協議会さんの中である程度の判断をして、今の給与体系になっているところでございます。

ただ、それも含めまして、では新たな局長を選出するといったときに、そのもののベースでいいのかとなってくると、またそこで疑問が出てきます。

なかなかそのような形では応募していただけないのではないだろうかということも含めまして、そういうところで全体の給料の見直しや何かについても、今回手を付けているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） この辺が支給されていないというのは理解されておられると。

局長のことも含めて見直したいと、こういう答弁がありましたので、それに期待をしたいというふうに思うわけですが、どうもほかの町村の社会福祉協議会の職員の待遇からして、うちも福祉協議会あるわけなのですが、一体その辺、正職員の体制も含めて、あるいはまた、賃金体系も含めて、果してどんな位置に位置付けられているのかなと。

そういうことで、今、担当課長見直すということですから、私は高く払った方がいいなんていうことではなくて、大体世間並みというか、村であれば村職員に準じてこうだという、先ほど言った経過もあるわけですから、ぜひ、社会福祉協議会、福祉の要ですから、これから高い福祉をやっていく段階で安定した雇用条件でやれるような形を、この際、臨時を正職員化、正職員の待遇改善と。

ぜひ、この際一括して改善してもらいたいというふうに思います。

それに対する答弁もいただきたいわけですが、もう1点、社会福祉協議会とはちょっと外れるのですが、先ほども言った学童指導員ですね。

二人については嘱託の二人ということですから、今の基準からいくと最高3年かな。

特に認めた場合は2年ということで、5年までいくのですかね。

最高それで、どんな一生懸命やっても切られるということになるわけですね。

これらについても重要な部分ですから、ぜひ、今は3年になるとコロコロ交代しているのかな。

以前は7、8年ぐらいたったようにも聞いておりますが、それも併せて、ぜひこの際、特段中札内の福祉協議会関連がものすごいよすぎることにする必要はないのですが、この際、管内的に見ても、あるいは、村の職員の実態からしてあるべき適正な福祉協議会のあり方、また、体制、賃金待遇ですか。この際、一括整理をしていただきたいというふうに思います、その辺の考え方について答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 管内の社会福祉協議会につきましては、いろいろなパターンの社会福祉協議会がございます。

私どもの村のように、ボランティア中心で行っている社会福祉協議会。

それから、介護や何か、そういう社会福祉事業に率先して行っている社会福祉協議会、こういう事業をやっているところがございます。

そのこのところでのやっている仕事が自ずと違いますので、待遇はそれなりにみんな変わっていったいるみたいです。

それとは別に、そういう事業ごとのこともございますでしょうし、村独自でやる中でも何か特徴的なことをこれからやっていかなければならないのではないだろうかという、そういうことも含めまして、事業全般を今見直そうとしているところでございますので。

そして、その事業の見直した上で体制をどうするか。これを今やっている最中でございますので、それに合わせての待遇や何かの改善は、それに合わせた待遇という形にきつくなっていくのではないかなと思ってございます。

学童につきましては、現在2名ございまして、それは嘱託職員という形でございます。

2年前までは1名という形でございましたけれども、2名という形で今増員してございます。

そういう形で、学童の方についてはそれなりに村としても近年力を入れているところでございます。

ただ、これが嘱託職員という身分を準用してございますので、それは村で言うように、3年、5年というそういう制約がございますので、これは致し方ないことかなと思ってございます。

ただ、これらのことも含めまして、全体的な体制や何かがどれがいいかも一緒に見直していきたいと考えてございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 現状致し方ないといえは何も改善されないわけですから。

とりあえず、管内調査、いろんな部分で調査をする中で、社会福祉協議会の意見等々もあるというふうに思いますので、十分に連携する中で、ぜひ改善をしてほしいというふうにと思いますが、いかがなものなのか、再度答えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） このことに関しましては、社会福祉協議会の会長を含めまして、私ども何回もお話し合いはさせていただいているところでございます。

その上でこういうような状況になってございますので、非常に残念なことだと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、人を雇うためには10月ぐらいがもう限界でないだろうかということも含めまして、早めにそういう体制をとっていききたいなと思ってございますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋和雄君） ほかにご質問はございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 最初に、保育費ではないのですが、保育に関してちょっとお聞きしたいのですが、来年度25年度当初になるのか、新しい保育所ができてからになるのかわからないということであったのですが、生後6カ月以上の人から受け入れるということであったと思うのですが、その期間がいつになったのか。

そのことをお聞きしたいのと、25年度の入所状況などをお聞きいたします。

それともう1点、73ページになりますが、先ほど、介護予防生活支援事業費の中で、高齢者等通院タクシー交通費の助成が100万円ほど昨年よりも多くなった理由については、透析者が増えたという説明がございましたけれども、今現在、何人透析に通院されていて、今後、何人増えてこの予算になったのか。

それとあと、この通院タクシーの助成は透析ばかりでなくて、病気に対する人のタクシー利用もあると思いますけれども、その状況などお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢保育所長。

○福祉課保育所長（成沢雄治君） 保育所に関する平成25年の6カ月以上の入所児ということについては、新しい保育所になってからということで、10月以降からの受入と考えています。

平成25年度の入所児の状況について報告させていただきます。

まず、0～1歳児については12名、2歳児については11名、3歳児について32名、4歳時について27名、5歳児について38名、合計120ということで、平成25年度4月スタートの予定でいます。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 私の方から通院タクシーの状況についてお知らせをしたいと思います。

現在、4名の方が利用をされています。

その4名のうち1名が透析を受けられておる方で、週3回、協会病院の方に通院をされております。

先ほど、課長の方から予算の説明の中で、透析の増ということを見越しているということでしたが、1名の方が、予定ではありますけれども、まだ病院に入院中ということで、在宅での生活に戻っておりませんので、そこを一応予定として1名見ているところであります。

あと、一般の方でそれぞれ眼科なり受診をされている方々、4名ほどいらっしゃいますけれども、毎月定期的にお使いになる方もおられますし、年に2回だけとかというような、それぞれのケースを今までの実績を踏まえながら、予算計上をさせていただいているところであります。

一般車両での通院の方は先ほど言った形になりますけれども、車椅子での通院という方が2名いらっしゃいます。

この方も先ほど言いましたように、毎月とかという定期的な使い方ではございませんで、年2回ほどの大きい病院で検査をするというときの利用という形になっています。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 保育所の入所する人で、6カ月以上というのは10月からということとはわかりましたけれども、この6カ月以上から受けれる、6カ月の方の受入はいつごろから希望者を取るのか。

25年度当初からやるのかということですね。

というのは、やはり女性ですから、産んでからやはりいつ保育所に預けて、いつから仕事を始めようかというそういう計画があるのですよね。

自分の子どもが生まれて6カ月で預けられるのだったら、仕事に復帰するときは6カ月から復帰できるように計画を立てると思うのですよ。

そういう計画を立てるための受入体制がきちんとなっていれば、そこから仕事を始めようという計画が立てられるわけですから。

そこら辺をきちっと、何カ月から募集をいたしますというようなことを、きちっと皆さんにわかるように発信していかなければいけないのではないかと考えておりますので、そこら辺の整理がきちんとしているのかどうか、お伺いいたします。

それとあと、通院タクシーの助成のことについては、透析が一人増えるのではないかと、いう予定も合わせての増ということでありましたけれども、透析もそうですけれども、やはり重くなる病気の前に、予防とか治療が必要だと思いますので、そういったところに力を入れていただければなと思っておりますので。

このことについてはよろしいです。

○議長（高橋和雄君） 成沢保育所長。

○福祉課保育所長（成沢雄治君） 保育所の部分です。

男澤議員が言った通り、保護者についてはなるべく早くという状況になると思います。

現在の状況なのですが、実は嘱託職員を今ずっと募集をかけているところなのですが、なかなか中札内保育所の職員を受けてくれるという方がいません。

できればその分、体制を整えなるべく早いうちに、こういう状況ですということで、保護者の皆さまには通知したいのですが、どうしても体制がまだ本当に整わないというのが現状でありますので、そこがしっかり決まってから、保護者の皆さんには伝えていきたいというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） 本当にこのことは働く女性にとっては大事なことなのです。

ですから、やはり早めにそのことについては整理をして、できるだけ情報もそうですけれども、その体制を整えなければ、女性の社会復帰が難しいので、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

3 5 分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3 時 2 0 分

再開 午後 3 時 3 5 分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

質疑を続けます。

質疑ありませんか。

4 番笠松議員。

○4 番（笠松直君） 有害鳥獣対策についてなのですが、鳥獣被害対策実施隊というものができるということなのですが、これについてお聞かせをいただきたいと思います。

実際には、まだ来年度なので。なのけれども、特にシカ対策ということを見ると、ぜひ移植が始まる前に、もし効果があるのであれば、ぜひ取組んでもらいたいのですが。

そうすると、もうあと 1 カ月あるかないかということになるのですね。

この資料によりますと、鳥獣被害に対して一斉駆除に取り組むというふうに書いてあります。

どの程度、例えば、開発局なんかに要領を問い合わせたりすることも考えているのかどうか。

まず最初はこちらと猟友会の人方を招集してやってみたいということなのか。

どの程度の規模を考えてやれるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 25年度の予算で初めてこの実施隊というものを設置して、重点的に有害鳥獣の捕獲駆除に取り組むということにしました。

実施隊自体のメンバーというのは、概要説明のところでも若干お話ししましたが、基本的には猟友会のメンバーが、言ってみれば銃の所持許可持ってられるのは猟友会のメンバーということですので、主体になります。

またそれ以外に、罟の免許を農家さんでも持たれている方もいらっしゃると思いますので、もし参加していただけるということであれば、そういった方も加えて実施隊を組織するという形を取ろうと。

実施隊を組織するというのは、法律に基づき設置するというふうに先ほど説明させていただきました。

法律の中で、そういった実施隊を組織すれば、通常10月から始まる狩猟期、駆除ではなく狩猟のときですね。狩猟期のときの税金払わなければならないのですが、狩猟税。

これが2分の1に免除になったりだとか、銃の所持許可を更新するときの実射の経費、その分受けなくてもかまわないだとか、そういった持っておられる方にとってはメリットもあるようです。法律の中で。

そのこともあって、こういう実施隊を法律に基づいて組織して駆除を行っていくのですが、ただ、これだけですと、通常これまで道が許可をして、駆除期間中に駆除をしていただくという許可制と何ら変わらないわけで、イコールみたいな形になってしまうわけで、それだとこれまでにプラスアルファの要素が加わらないために、実施隊の事業の一つとして一斉駆除をやったらどうかということでの取組みを今回やろうという考え方になりました。

議員からもありました通り、ビートの植え付けが始まる前までにということもあって、今準備をしているのは4月中、4月の一応2回を予定しているのですが、天候のこともちょっとあるので。雨の日にはできないものですから。

一応4月上旬、中旬程度をめどに、2回に渡って一斉駆除を西札内地域でやろうというふうに考えています。

これは大規模かと言われると、うちでは初めてやることなので、できるだけ、これまで是个々で対応していただいた駆除を、メンバー集まっていたいて、集まっていたメンバーで追い立てる役だとか、最終的には撃つ方、処理をする方だとか、そういった手分けをしながらやりたいという取組みです。

ですから、メンバーとしては実施隊のメンバーのみでやろうという考えになっています。

ですから、関係機関に協力を求めているということではなく、どちらかというと小規模にやってみたいと。

その春先のその時期というのが結構シカ出てきているようなので、これまでの経験から。出てきているようですので、そういった一斉駆除をやって、ある程度、頭数調整をやる

というのも一つの手だろうということで、今回初めてやってみようという取組みになっております。

○議長（高橋和雄君） 4 番笠松議員。

○4 番（笠松直君） 初めてだということなので大変だと思いますけども、4 月の上旬というと、まだ西札内、雪はある状態ですかね。想定しているのは。

例えば、スノーモービルなんか使って囲い込むとか、そんなようなことも考えていますか。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 恐らく今年の雪の量ですと、牧場、大分薄くなっているというか、下地が見えかかっているところもあるかと思いますが、基本的にはスノーモービルを使おうというふうに思っています。

ただ、スノーモービルを使ってシカを追い立ててというところではちょっとないというか、山の中まで入っていけないというふうに思いますので、出てきたところを一斉にそれを銃で駆除するという方式を取ろうと。

スノーモービルを使うのは、その時点から道路のあるところまで運び出すのは、どうしてもスノーモービルを使うことにきつとなりますので、そういった準備もすることになるかと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

4 番笠松議員。

○4 番（笠松直君） これは当然複数年に渡って、今年だけで終わるのでなくて、来年もある程度継続したことを考えてられるのかどうか。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 継続的には取組んでいった方がいいのではないかなというふうに。やり方、例えば、失敗したとしても、次こういう方法でという改良を重ねながら取組んでいった方がいいのではないかなというふうには思っています。

ただ、今、4 月のこの時期ですので、できれば、例えば、秋口、ちょうどエゾシカのライセンサーをやっているところというのはかなりの頭数出てきていますので、そういった時期にできないかというのもちょっと模索する必要があるかなとは思っています。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） それでは、何点かお聞きをしたいというふうに思います。

76 ページの下段の方にあります南十勝子ども発達支援センターの関係でございます。

別な機関の会議がございまして、初めて施設を見せていただいて、いろいろ説明を聞いたところです。

それからいきますと、平成24年3月末現在で、中札内の利用者が9名かな。

ほかの更別が23人、大樹が49人、広尾が44人ということで、他町村と比べて極端に利用実人員が低いわけですね。

指導延べ人数についても、追加でまた調べるようなことで依頼をしまして、調べました。

中札内が延べで203人、更別が411人、大樹が927人、広尾については753人かな。そういう状況です。

執行方針の中では、利用者が増える傾向にあるということで謳われておりますが、ちょ

っと疑問に思うのは、今言った数字からすると、本村が非常に低いものですから、どういう関係があって低いのかなと。

実態押さえてきっちり話されているのであればいいのですが、その辺の理由をお聞きをしたいというふうに思います。

それから、100ページの上段の方かな。インフルエンザ予防接種助成事業ということで、これちょっとわからないのですが、乳児から中学3年生、65歳以上ということで1回当たり1,000円の助成をやる事業だというふうに思うのですが、住民の中には、うちの診療所にかかっている人はいいいのしょうけども、帯広だとかいろんなところに、常時、掛かり付けの病院に通っているお年寄りや何かもいるのですね。

その場合に、そのときにインフルエンザを受けているようなのですが、その場合、対象になっているのかどうかということを確認をしたいというふうに思います。

それから、101ページの説明欄の一番右側、胃がん検診委託ということでございます。

これについても、去年の9月ですか、決算議会のときに、胃がん対策のピロリ菌検査、非常に大事なことだなということで、それぞれやりとりした経過が思いだされます。

その段階で、調査研究させていただくと、こういうお答えをいただいて、ぜひお願いをしたいということで質問を終わった感があるのですが、その辺の検討した結果を、どういうふうな形で検討されて、どういうふうなところまで内部論議して結論を得ているのか。

その辺の関係について、とりあえず3点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 私の方から、南十勝のこども発達支援センターの利用状況の部分で質問があった点について、お答えをしたいというふうに思います。

議員の方で調査をいただいている数字の通りだというふうに思います。

南十勝4町村の中では、うちが一番低い状況にあろうかと思えます。

ただ、これは当該年度だけ見るとそういうような状況もあるということで、結構波があったりなんかするというのも実態かなというふうに思っています。

実利用は今9名ですが、登録については12名という形になっていようかなと思います。

2歳児から始まって、小学校の2年生までということで、12名の方が登録になっているかなというふうに思います。

ここに繋がっていく状況としては、保健所の方でやっております1歳6カ月、3歳児検診ですとか、子育て支援センターでの相談の中から拾われてくる部分だとか、あとは保育所のところでちょっと心配のある子という形で、このセンターの利用の方につなげていくような流れにはなっています。

乳児検診ですとかそういった場面には、センターの方から職員も来まして、子どもたちの様子を見ながら、お母さん方からの相談を受けながらという形で整理をさせていただいているところです。

人数だけを捉えるとそういうような形になりますけれども、体制としては、できるだけ漏れのない形で対応していくような形で体制を整えていますし、そんなことで進めているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それで、実は南十勝の課長の会議の中で、中札内、こういうような状態でちょっと特異だねという話は何回もさせていただいております。

その中で答えははっきりしたことはないのですが、やはり一番の原因はお母さ

ん方が直接そちらの発達支援センターまでつなげるまでの決意、ここがまだほかの町村と比べると薄いのではないだろうかということと、それから、子育て支援センター、保育所というような形で、私どものところではすぐ受け入れてくださっておりますので、当面は支障がない状態になってございますので、そういう意味からも利用がちょっと少ないのではないかなということが起こっております。

ただ、言えますのは、これは今後、こういうような方の利用は増える見込みでございます。

それはほかの町村のことも全体も含めてそういう形になってございます。

次に、インフルエンザの関係です。

掛かり付けの病院に入院などするとか別な病院でやっているときについでに打つというそういう場合につきましては、1回お支払をいただいて、後から補助を請求していただくという形で、その下段のところにあります扶助費のところ、この部分が支払う形になってございますので、そういう形で対応させていただいております。

ピロリ菌に関しまして、これも南十勝の課長会議の中で話されていきました。

このピロリ菌というのは、実は私たち50歳代ぐらいの人間にとってはほとんど全員が持っている菌という形でございます。

がんになられる方は、そのピロリ菌を持っている方が当然なるというような形でございますので、そのピロリ菌がどこかで悪さをするから、きれいにしていまえばいいというそういう論理でないかなと思ってございます。

ですので、それが一体どこまで有効なのかというのは、各町村、補助を出してまでどうかというところは、今検討中でございますので、この辺も状況を見ていきたいなと、こういうところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） まず、南十勝のこども発達支援の関係なのですが、結果的に向こうの発達支援センターの方に通わなければならない子どもが当然のように通っているのであればいいですけども、どうも制度が知らないとか、今、保護者が決意が薄いとかという要件も聞いたのですが、そういった対象者というのかな。決意がということで、そこら辺は保健センターのスタッフがきっちり発達センターの機能というかな、理解をさせることによって増えてくるのかなというふうに、今感じていたわけなのですが。

そこら辺が漏れていて人数が少ないような感じがちょっと受けるのですね。

ちょっと説明の中では、僕も最初は、帯広かどこかそっちの方でも通っているから、近い大樹に負担金出しているところに通えばいいものを、何か宣伝が足りないのかなという気もしたのですが、そういうことでなくて。

理由は聞いたのですが、ぜひ、これは対象者が少なければ少ないほど越したことはないということでもいいのですが、今も言いましたように、ぜひそういった対象者になるのか、予備対象者というのですかね、そういう人にきっちり、保健センターのスタッフが連携をとって、その子が一つでも正常にいくようなことで、高い負担金も払っているわけですから、ぜひ、連携をしてやってほしいなというふうに思うのですが、そこら辺の考え方を聞きたいというふうに思います。

インフルエンザにつきましては、わかりました。

ピロリ菌の検査ですね。

今、担当課長としては100%持っているのだという、どこの根拠でピロリ検査を、50歳以上ですか、持っているということで公言しているのかちょっとわからないのですが、私が知る限りでは、100%ではない、いわゆる日本人半分ぐらいが感染をされていて、40歳以上は7割ぐらい保菌しているのでないかというそんなことで、どこにも100%感染しているからどうしようもないのだなんていうことでなくて、そういうものを、ピロリ菌検査を保菌している人を対象にやって胃がんを見つけ出すという、そのことによって、それぞれの市町村の該当するところについては、健康維持、医療費の抑制につなげたいとして、管内的にも、昨年も言いましたけども、鹿追町では全額助成して、40歳以上にやっているということで、今年からですか、保険の適用に、除菌の場合はなるということですから、早くそういったものを見つけ出すということで、簡易的な方法ですからやってほしいと思いますし、今、担当課長の話聞きますと、管内でやっているから管内のところと相談して、多ければやるのだなんていうそういう消極的なことではなくて、自治体の健康は自治体で守らなければならないわけですから、ぜひ、そんな消極的な管内平均でやれましょうも付けるのだなんていうことでなくて、内部的に大いに論議をする中でやっていってほしいなと思います。

検診についても、先日の補正予算でも見ているのだけれどもなかなか受診率が悪いという状況もあるわけですから。

このピロリ菌検査辺りも、そんな高額でもないのしょうから、ぜひ対象にして、もっと内部論議を吸い出す中で、積極的な村民の健康維持のためにやってもらいたいなというふうに改めて要請をしたいのですが、そこら辺の考えについて、再度お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、南十勝の発達支援センターでのつながりという形で、保健師たちからのかかわりが薄いのではないだろうかというご心配、もっと積極的に利用をということで、そうすれば、利用者が増えるのではないだろうかということをお話されていたと思います。

実は、検診時、乳児1歳半、3歳検診のとき、このときに南十勝の発達支援センターから専任の先生が実は来ていただいております。

そこで心配な方について、なんとかそういうことを面談して、そしてその上で必要があれば次のというそういうステップは毎月とってございます。

ただ、その上でも、中には面談すらちょっとという方もいらっしゃいますし、面談で来ても次のところの利用までは今一步という方もいらっしゃいます。

そういうところの方たちもいますけれども、できるだけそういう方たちについての利用や何かはやっておいたら、ちょっとでもためになるのですよというような、そういうなんて言うか、すごく言い方が難しいのですけれども、非常にそういうかかわりを持てるように心配なのがちょっとという、そういう形で対応しているところでございます。

それから、ピロリ菌の検査でございます。

ピロリ菌の持つ、100%というのはちょっと大袈裟だったのかもしれませんが、私どものような50代以上の人間にとっては、かなりの確率でピロリ菌を持っていて、そして、がんになる方のほとんどはそのピロリ菌を持っている方になるということでございます。

ですので、そのことで完全にピロリ菌を消せば悪さをしなくなってがんにならないので

ないだろうかという意見もございますが、それがどこまで本当に効果が出るのかというところ。この辺のところについてはまだちょっと検討する必要があるのではないかなと。

なければいいでないだろうかというところもあるかもしれませんが、それで完全に効果があるということでやるのであるならば、まだ一部の段階のところでの疑念を持つところもあるようでございますので、その辺のところについては、まだ今後も検討をしていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 南十勝のこどもの関係ですね。

言ってみれば、これ、約束でそれぞれ負担金八百何十万円払っているわけですから。

非常な額でもありますし、行くことによって改善されるという面もあるわけですから。

向こうの専任の先生が面談しているということは当然でしょうけども、そこに面談すら一歩、いまいち来られない人もいるということだろうと思うのです。

だから、人口、さっきも言いましたけど、更別とか、うちも同じぐらいの人口ですから、少ない方がいいのですけども、それなりの潜在者というのかな、それより多いような感じするので、もっと連携することによって、そういう症状がかなり行く前に改善できる施設だと思しますので、ぜひ、もっときめ細かく住民との接点をしながら、その制度普及に努めていただきたいというふうに思います。

それから、ピロリ菌の関係、詳しくは言いませんけども、どこまで効果あると。これは効果いろいろあるわけですから。

鹿追の実例も全額やっているということですから、ぜひ、私はいいことなのかなというふうに思いますので、鹿追の実態や何かも把握する中で、他町村やっているやっていないにかかわらず、いいものについては積極的に取り入れていくという感覚で、ぜひ調べた中で、いいものであれば積極的な形で予算として上げていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお伺いをしておきたいと思います。

そのほか、ご質問。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今、黒田議員の方から成人病事業費の中で、いろいろな検査に対する委託料が出ておりまして、その下の部分の方で、脳ドック委託が、去年は100万円で、100人に対して助成をしていたのですけれども、今年は70万円ということで70人ということに変わったのだと思います。

その理由についてお伺いいたします。

それと、その下に血液検査委託ということが、6万9,000円ほど載っておりますけれども、この血液検査は何の病気に対してこの血液検査をするのかということをお伺いします。

まず、この2点をお願いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、脳ドックの70人でございます。

実は、脳ドックにつきましては、3年前からこの事業を始めてございます。

初年度が50人に対しまして、満度の50人の申込ありましたが、実際は47人。

そして、23年度につきましては、100人に対しまして、これも100人オーバーはあったのですけれども、実際受けたのが95人。

そして、24年度なのですけれども、これが100人のものに対しまして、実際、これ

が52人という形でございました。

ですので、ある程度受けたいという方に関しましての利用は、このような形になっているのではないかなというところから、今回70人という形に設定させていただきました。

それと、次に血液検査委託でございます。

これは、冬の間の運動教室や何かを行ってございますが、そのときに、運動教室をする前の血液の状態。

それから、運動終わった後の血液の状態。これを1カ月間の中での結果を実際に調べてもらいまして、実際冬の間の運動の事業を行った結果、ここまでよくなったよというのがわかるような形での部分という形で、この血液検査の委託を見てございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 脳ドック委託の助成については、だんだん、当初の予定していたよりもだんだん少なくなって、去年は半分、50人だったということで、今年は70人の設定をしたということですが、この対象者年齢は30歳から対象者だったと思うのですよね。

ですから、やはり若い人には関心がないのかなというように思いますし、関心のある人はもう最初の年度、または次の年度でもう脳ドック検査を受けてしまったから、もうあまり希望者が少なくなっていっているのではないかなと思います。

それでやはり、この脳ドック検査というのは、やはり若いからしなくてもいい、年寄りだからしなければいけないということではないので。30歳からという設定をしていますので、ぜひ、この30歳以上の人たちにもそのことがやってもらえるような仕組みづくりをしなければ、なかなかこれは、だんだん尻細みになってしまうのではないかと思いますけれども、その対策については何か考えているのかお聞きいたします。

それとあと、血液検査についてはわかりました。

改善がされたかどうかという調べる、血液検査によってその効果がより以上明確にわかるという内容だと思いますので、そのことについては理解いたしました。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 脳ドックの関係につきましては、今年度がまず実際52人ということで少なかったのも、途中でいろんなところに声かけをさせていただきました。

なかなか大きな団体等にも呼び掛けさせていただきました。

せっかくこういう助成があるので活用をということだったのですけれども、なかなか利用が実は伸びなかったところでございます。

その分、締め切りもまた延ばしたのですけれども、それにつきましても、最終的に52人という形で終わってしまいましたので、今後はもっと広報等を活用して、こういう脳ドックや何かでの検診の重要性、こういうものについて訴えていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 73ページの高齢者通院タクシーのことなのですが、先ほど何点か出ていましたけれども、ちょっと質問忘れていましたのでしたのですが、助成に対してひと月に助成が付いたのは、回数に確か制限があったと思うのですが、その月に使わなかった分を翌月に繰り越して使えないというような問題があると以前指摘したと思うのですが、その後改善されたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 今のご質問にお答えをします。

昨年、佐藤議員の方から今の質問があったかというふうに思います。

昨年の10月に要綱の整理をさせていただいて、翌月にまいでも使える。月4回ということであれしていただきましたので、年間分の上限を超えない部分であれば、1カ月で全部使ってもかまわないというような形での要綱整理をかけたので、質問いただいた部分については改善をさせていただいたというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 使いやすいように改善されたということでは本当によかったなと思います。

あともう1点別なことなのですが、107ページの冬期雇用対策ということで、毎年20名ほど多分募集をかけているのだと思うのですが、この応募状況ですね。20人の応募人数に対して、どの程度希望者がいるのか。

あと、除雪事業というのもその雇用対策の中の仕事の一環としてあると思うのですが、その除雪の内容ですね。場所だとか除雪の範囲がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 冬期雇用対策特別事業のご質問だったと思います。

24年度、今まだ実施中です。

応募された方は、10名が応募されて、その方が今皆さん除伐、除雪等に從事していただいています。

除雪の内容ですが、2月末から3月頭ぐらいですと、墓地の駐車場からセンター、アスファルトの舗装敷いたところがあるのですが、その部分の除雪や何かはやっていただいております。

そのときの雪の状況にもよるのですが、たいていは、この時期ですので、そういったところの除雪をやっていただいているということでもあります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、2、3点お聞きをしたいというふうに思いますが、102ページの塵芥し尿の関係です。

市街地の中で、まだ焼却炉等でごみを燃やしているという声が私の耳に入って、迷惑かけているというあれが聞こえてくるのですが、どのように理解をされているのか、お答えをいただきたいと思います。

それから、105ページの、先ほどもちょっと出ました墓地内の支障木の伐採、廃棄物の処分のございます。

先ほど説明ちょっと聞いたのですが、もし間違っていれば訂正をしていただきたいと思いますが、38号沿いについては除伐をしていくと。基線の部分は、電線も通っているので、下から伐採をしてやりたいと。30年の森の部分については、これも伐採と言ったかな。というふうに、ちょっと早かったので控えきれていないのですが、もう一度それを確認したいのと、併せて、伐採した後、ちょっと見た中では、予算的にはちょっと理解できないので、どういう形で植樹というのですか。塀を立てるのかちょっとわからないですけ

ども、その辺の考え方をお聞きをしたいというふうに思います。

それから、107ページも今出ていました雇用対策の関係です。

昨年の12月3日から8日間実施したのかな。

これ、12月の執行状況報告を見ますとそういうことになっているのですが、聞きますと、当初30人ぐらいだったというような、その人の感覚ですが、応募が40人ということで非常に増えたせいもあって、当初、何日間か予定していたのだけでも、結果的に8日間になって非常に短いので残念だったというような、そんな声も聞いていますので、これらあたりは、応募が、予算が増えたということになれば、急遽補正をする中で、例年の日数の確保というのかな。してあげることが、12月ですから、正月送れるということになるのですが、ぜひそういうきめ細かいことも必要ではないのかというふうに思いますので、その辺の状況について、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず1点目の野焼きの関係でございます。

基本的に野焼きはだめというのが大原則で、なぜだめかというと、ダイオキシンとかそういう問題もありますけれども、周りに迷惑をかけるということが第一として挙げられると思います。

ちょっとだからいいだろうという形で野焼きを恐らくやられている方、いらっしゃるのかもしれませんがけれども、基本的には周りから、例えば、煙の臭いが入ってくるだとか、そういった苦情が出てきたケースでは、当然止めていただかなければならないと。

そういう連絡が入ったときには、こちらの方では電話及び実際本人に会いに行って、わかった場合にはですね。やられている方がわかった場合には指導をするという形をとっています。

それが基本です。

それと、2点目の墓地の支障木の伐採です。

38号、道道インター線側については除伐、間引きをするという意味なのですが、間引きをしようということ。

それと、30周年の森側。30周年の森との境界部分というのは、基線に植えてある朝鮮五葉松がそのまま墓地の30周年の記念側のところで、墓地内に曲がるような形で境界をつくっているという形になっています。

ですから、そこを約3列から4列ぐらいあったと思いますけれども、その30周年の森との境界の部分については、枝が大分伸びて、お墓を建てるとちょうどその上に枝がどんどん当たって、ちょうど落葉がどんどん落ちてくるというようなこともありますので、そちら側については伐採をしようということです。

基線側については、北海道電力さんの配電線が通っていますので、北海道電力さんにお話をしたところ、伐採まで北電の方でやることができるということでしたので、基線側については北電さんをお願いをして伐採をするという考え方でございます。

それと、伐採の後なのですけれども、基本的に30周年の記念の森側については、その先に30周年の記念の森が実際にございますので、その部分については、もともと植える想定はしておりませんでした。

それと、基線側、北電の方で伐採をする基線側ですが、当然伐根まではできません。

あれだけ大きくなっている木の根っこがかなり墓地の深くの方に伸びていっていることが想定されますので、伐根をしてそこに植栽をするというのはかなり難しいということと

した。

そのこともあるので、少し様子を見させてほしいなというふうに考えました。

盛土をしてそこに植栽をするという方法もないことはないのですが、その費用はかなり多額になってしまいますから。

木を避けて植えれば、もしかしたら植えた木がずれたような、一直線にならずに植えなければならない、根っこを避けてということですので、そういったことも含めて少し様子を見たいなということで、植栽の部分については、今年度の予算の中には計上しなかったということでございます。

手法としては、塀の部分も一部ありますし、そこから先が朝鮮五葉松でしたから、それを逃す方法、もしかしたらあるかもしれません。もう少し様子を見るべきだろうということで予算計上は見送ったところであります。

最後に、3点目の労働雇用対策事業賃金、12月に実施をした部分です。

これは大体予算は30名ぐらいを想定して10日間程度の予算化をしておりました。

基本的にどこからどこまでを確実に作業としてやっていただくという、その作業の終わりを想定してやっていただいているわけではございません。

残れば翌年度の対策としてやっていただこうということですので。

あくまでも予算の範囲内ということでございます。

ですから、応募されてきたときには、当然、応募される方が多ければ、その分日数が落ちるのですというお話もさせていただきましたし、結果として、今回8日間程度と。実質、7日から8日の方がいらっしゃるので、7日間から8日間程度ということで今回実施したわけです。

そのことで追加補正をしてその部分をというのは、人数に対して10日という日数を充てているわけではないので、基本的に予算の総額の範囲内でやれるところまでをやっていただくというのが考え方としてやっていましたので、補正まではしなかったということでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） まず、焼却炉の関係ですけども、きちっと押さえていないというのかな。出てきた段階では本人に会って云々ということですが、実際に何件かあるようですね。

よりまして、今言われるように、直接名前等がわかれば本人に会って指導するということが、その前段に、そういう実態があるわけですから、広報だとか放送等でとりあえず事前の周知をしていただいて、その後、具体的に名前等がわかれば直接指導していくということも一つの方法かなというふうに思いますので、ぜひ、言われるように、いろんな他の人に迷惑かかることでございますので、かかることのないようなことで努力をしていただきたいなと、こういうふうに思います。

あと、墓地の関係については、そんなことで、私もあそこ歩いているわけですが、非常に改めて見ると、枝の下に墓地があるというのですか。

あれは恐らく、下かなり、途中から2本も3本も分かれていますけども、小さい垣根の段階で、垣根にしていくはずが、いろいろ担当者が変わっていく段階でどんどん伸びていて今の現状のようになったのではないかなと思うのですね。

あそこの木の周辺に壁がありますけども、あれの続きのことなのですね。

だから、それはこういう垣根みたいのあるからそこまでだとしていたのだけど、次々担

当事者変わっていく段階で、だんだん伸びていって、今さら垣根にできないということで、結果として墓地の中にヤニが落ちてくるというのかな。

当然、あの墓地の人については非常な思いでいたのでなかろうかというふうに思いますし、当然、あそこ切りますと逆に、非常に、道路からすぐお墓があるという。見えることは見えるのですが、さっき担当課長が言ったように、何らかの処置ということですから、早い段階で終わった後、何らかの形の植栽なのか塀なのかちょっとわかりませんが、そんな処置が必要なのかなというふうに思います。

あと、雇用対策の関係ですね。

担当課長としては、今言うように、予算組んでもらったのだから、その中でできる範囲内と。このことについては非常に適切な答弁だというふうに思うのですが、片一方、働いている人については、正月のおもち代というかな、そんなことで貴重に予定をしているような状況ですから、予算がないからもうだめだなんて言わないで、これは最終的に理事者の考え方になるわけですが、そういうものについては、細かい配慮をしながら、また普段の日数が確保できるような努力もすべきでないのかなというふうに思いますので、一定の答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 労働者の雇用対策の関係です。

ご指摘の通り、募集している時期と補正予算の時期と合致すればというところもあるのでしょうか、基本的に労働者雇用対策と特別対策と2本立てに分けてうちはやっています。

2本立てに分けている理由というのは、基本的には失業されている方にその期間、この冬期間ということで失業されている方に対して、基本的に雇用の場をそこで設けようというのが特別対策で、先ほど、佐藤議員のご質問に答えた部分です。

そういったところには厚みを持たせています。

今年度は特に、9月の補正で追加をさせていただいて、日数分を上乗せして、今回、今まだその作業をやっているというのはその追加分が効いているからと。

12月に行っている雇用対策。確かにお正月の一時金的な要素は確かにあるのですが、ここのところは、割ともう少し、対象となる人を広げて、例えば、生きがい事業団、冬場になったらもう仕事がないという方もある程度拾うような形でやっていますので、基本的には今の予算の範囲内で、例えば、募集されてきて対象となる方が数倍にもなるようでしたら、それはやっぱり考えなければならないかなというふうには思いますけれども、そのときの応募されてきた方に対する割合で、その予算額を決めていくという考え方は今のところはできないかなというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今のちょっと黒田議員の方から野焼きのことが出たので、ちょっとそれに関連して質問しますが、昨年の予算のときにも、こういうようなことも含めて、何かごみに対する住民の理解を得るために、小冊子か何かをつくって理解を求めたいというようなことをおっしゃっていたように思うのですが、そのことについてはどうなったのかなということです。

それとあと、ここに出てくるのかどうかわからないのですが、住民が買うごみ袋の製作費というのはどこに出てくるのか、ちょっと私にはわからないので。

住民はごみ袋、お店なりから買うのですけれども、役場としてはそれをつくるわけですが、その費用がどこに、この予算の中にどこに載ってくるのかなと。幾ら探しても私には見当たらないので教えてください。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） ごみの小冊子です。

今、4月に広報と一緒に配布をすることで、最終校正が終わりましたので、今印刷にかかるところです。

その中には、24年度中、資源ごみあたりもその回収の方法やなんかを変えてきています。大型ごみの考え方ですとか、金属、レアメタルを回収する小型家電だとか。

そういったところもすべて盛り込んだ形で、今回、小冊子を作成しました。全部で32ページぐらいになっていますけれども、保存版として各家庭で保持しておいていただければ、わからなくなったときに見て、それでもわからなければ問合せをというような感じでいけるかなというふうに思っています。

それと、ごみ袋ですが、ごみ袋の印刷費ですが、予算の中では印刷製本費としか載っていないので、ちょっとわかりづらいのですが、102ページの塵芥し尿処理費の需要費の印刷製本費114万5,000円。

これは袋だけではないのですけれども、毎年4月に簡易版として、絵や何かでごみのパンフレットや何かを入れていますので、その分の費用も若干ありますけれども、ほとんどはごみ袋の印刷費というふうになってございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） ようやとごみ袋をつくる費用がここでわかったのですけれども、では、いろいろとごみ袋の大きさがあります。10リットルから最大45リットルまでありますけれども、その中で、住民の希望としてはもう少し小さいのもあったらいいなという希望があるのですけれども、なかなかそれには対応できかねるかと思えますけれども、小さいごみ袋までつくるような予定はあるのかどうかということをお聞きます。

それとは違うのですけれども、今回、子育て支援で紙おむつを2歳児まで、今までは30リットルの6カ月毎に支給していたと思えますけれども、住民の声を私が受けまして、そのことに対して改善してほしいというようお願いをしたところ、25年度からその部分については、ある程度の幅を持たせて支給するということをしていただいたことに対しては感謝申し上げます。

それは私のお礼です。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 24年度中、報道でも出ていましたけれども、他の町村で小さいごみ袋をつくったという記事も載っていたのを記憶しています。

ただ、今、うちは10リットル、20リットル、30リットル、45リットル、これは燃えるごみも燃えないごみも同じリットル数でつくっています。

コストだけの話ではなかなかできないのですけれども、例えば、5リットルの小さい袋を、例えば、10リットルが今最小なので、その下半分として5リットルの袋をつくりますと。

5リットルの袋をどうのような形で利用されるのかというところが、私、担当課長ですけれども、いまいちそのイメージがなかなかしづらいと。

例えば、ご自宅でなかなか溜まらないので、それを長い間保持していること自体が私は

嫌ですと。例えば、１０リットル溜まるまでもったいないからずっと持っているとか、そういうことは想定されるのですが、通常、１０リットルの一番小さい最小の袋に溜まるのにどの程度の日数がかかって、例えば、月曜日に燃えるごみを出したら、翌週の１週間経過後の月曜日だったら満杯になりますよだとか、頑張って木曜まで詰めましたみたいなことも考えられるのですが、小さい袋というのは安易にあるがために、ぼいぼい中に入れて、それを使ってしまいたい。つまり、ごみが出たら入れてごみステーションへというようなこともちょっと浮かんたりもしますので。

やっぱり、その用途としてこういったものが想定されるのかというのがちょっと検討できないと、なかなか新たなリットル数のものをつくるというところにはなかなかいかないかなというふうに思います。

それと、後半でありましたおむつの部分ですが、一応、４月１日から１０リットル、２０リットル、３０リットル、この３種類を選択していただいて、もともとは３０リットルでしたので、同じ容量の枚数をお出しすると。それについてはそういったことで対応しようということになりました。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

６番男澤議員。

○６番（男澤秋子君） 今、本当に小さい袋もというような要望があるということで伝えましたが、私もそういう人の意見を聞いたときには、やはり臭うものを１０リットルまで溜めるのはちょっと大変だから、ちょこちょこ出したいので小さい方がいいというご意見だったので、今、課長がおっしゃるような内容と同じかと思いますので、そのことは今後の課題として、そういう要望が多ければ、またそういうことの対応をしていただければと思いますけれども。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聞いておきたいと思います。

そのほか。

いいですか。

ちょっとお諮りをさせていただきたいと思います。

この後、民生費、衛生費、労働費が終わりましたら、農林業費、商工観光費、入替があるのですよね。

それで、１時間が過ぎたので、休憩ということも考えますと、ちょっと時間的に短い時間にしか会議が開けないのではないかなというふうに思いますので、今日のところはこれくらいにして、明日に会議を延ばしたいと思いますが、そういうことで進めさせてもらってよろしいでしょうか。

（「説明だけ」と呼ぶ者あり）

説明だけ聞いて、その後、明日は質疑から始めるということにしますか。

わかりました。

そういうふうに進めさせていただきたいと思います。

それでは、次に、６款農林業費、７款商工観光費、８款土木費に入りたいと思います。

ページ数は１０７ページから１３９ページまで、概略の説明をお願いをして、今日の会議を終わらせていただきたいと思います。

阿部産業課長、よろしくお願いします。

○産業課長（阿部雅行君） それでは、６款農林業費の概要についてご説明申し上げます。

農林業費の全体的な歳出では、道営農道整備特別対策事業及び環境保全型農業直接支払

対策事業の減額などにより、対前年比4,182万円、11.5%の減となっております。

次に、特徴的な予算についてご説明いたしますが、予算に関する資料に掲載している事業につきましては、資料により最後に説明させていただきます。

それでは、予算書の111ページをお開きください。

農業振興推進費の中で、説明欄上段、北海道食産業総合振興機構負担金1万3,000円。これは北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区の運営組織となる北海道食産業総合振興機構が昨年設立され、負担金を計上しております。

最下段、種子馬鈴薯防除対策補助金は、防除対策とじゃがいもシストセンチュウ抵抗品種の種子代の負担を軽減するため、一部補助するもので、54万1,000円を計上しております。

112ページ、上段、農業担い手育成センター交付金は、近年の農業実習生の減少状況から、昨年より100万円減額の200万円を計上しております。

115ページから116ページの3目、土地改良事業費は、後ほど施設課長から説明があります。

次に、119ページ、説明欄上段、牧場管理委託は1億1,360万4,000円を計上しております。

入牧頭数につきましては、夏期放牧で1日平均935頭、冬期舎飼で580頭、前年よりも冬期舎飼が若干多い頭数を見込んでおります。

120ページをお開きください。

民有林振興費、説明欄中段、補助金、未来につなぐ森づくり推進事業は、植栽事業。

これにつきましては221万9,000円を計上しております。

次に、7款商工観光費ですが、商工観光費の歳出では、対前年比252万5,000円、2.3%減の1億884万5,000円となっております。

122ページをご覧ください。

2目商工振興費の中において、北海道消費者行政活性化事業補助金が延長されましたので、旅費9万6,000円中、7万4,000円を研修参加のために。

そして、啓発用パンフレット作成のため、需要費、印刷製本費5万3,000円を計上しております。

123ページ、説明欄上段、経営改善普及事業補助金は、商工会の経営改善普及事業に係る人件費、地域振興事業費などに対する補助で、1,410万3,000円を計上しております。

説明欄中段、中小企業振興事業費、21節貸付金の中小企業振興資金預託金は、昨年同様4,000万円を預託し、中小企業経営を支援するものです。

歳入の中小企業振興資金貸付金元利収入元金分についても同額を計上しております。

説明欄下段、観光費の旅費23万円中、平成26年1月に東京都で開催される全国町村会が主催します町村のPRと活性化をつなげるイベント「町イチ！村イチ！2014」、これに参加する旅費20万円を計上しております。

124ページをお開きください。

説明欄中段の観光振興事業補助金520万2,000円は、観光協会に対する補助で、やまべ放流祭、道の駅フェア、札内川園地事業などを行ってまいります。

日高東部十勝南部広域観光振興事業調査研究補助金は、両地域をつなぐ周遊観光ルートの調査研究などが実施され、新年度は5万円の補助を行います。

125ページ、上段、札内川園地管理委託は885万4,000円を計上しております。
126ページをお開きください。

上段、委託料の道の駅関連施設等管理、道の駅運営委託は771万6,000円を計上しております。

次に、黒ナンバー18、予算に関する資料の事務事業説明書に7事業を載せておりますのでご説明いたします。

こちらの方の27ページをお開きください。

下段に、新元気な畑づくり事業あります。こちらは平成23年度から5年間事業期間を延長し、予算額700万円で客土、石礫除去、堆肥購入助成、それとストーンクラッシャーによる石礫粉碎をメニューにしております。

次のページ、28ページです。

地域担い手育成総合支援協議会補助金は、予算額170万円で、農協に対する農業者個別所得補償制度に係る業務委託のほか、農業者のモニターにより、生産実態調査を行い、技術の向上とコストの低減を目指します。

また、堆肥等の臭気低減対策を取組みます。

環境保全型農業直接支援対策事業は、去年の当初予算に比べますと大幅な減になっていますが、25年度は予算額504万円で、環境に優しい農業、有機農業または化学肥料、農薬を慣行より5割低減に緑肥栽培などを加えて取組む農業者を支援いたします。

29ページです。

豆資料館企画事業は、予算額16万2,000円で、豆の栽培、豆料理講習会、試食会や工作教室を実施してまいります。

村有林整備工事は、予算額1,530万8,000円で、森林経営計画に基づき、植栽、下刈、間伐など村有林の適切な管理を行ってまいります。

30ページ。

消費生活対策事業96万8,000円は、消費者相談啓発業務、相談員育成を村消費者協会に委託して実施します。

花づくり担い手育成事業は、予算額360万7,000円で、地域おこし協力隊員活用事業による花のまちづくり推進員の配置と花づくりガーデニング講座の開催に11万円を計上しております。

将来の花づくりの担い手になっていただきたかった推進員1名につきましては、空知管内におきまして、共同による営農活動に就くため、人件費等が減額になっております。

○議長（高橋和雄君） 次に、長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） それでは、施設課の所管予算の概要を説明させていただきます。

まず、予算書の115ページをお開きください。

農林事業費のうちの土地改良事業費についてご説明いたします。

土地改良事業費は総額で7,291万2,000円と前年比932万6,000円が減額となっております。

説明欄、19節の負担金ですが、道営担い手畑総事業の負担金は4,500万円を計上しております。

次ページを開いていただき、土地改良一般経費、19節負担金ですが、札内川地区かんがい施設維持管理協議会に対して795万8,000円を計上し、同じく下段にあります

農地・水・保管理支払事業は8地区分1, 228万2, 000円を計上しております。

事業の詳細につきましては、予算に関する資料の31ページに記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、予算所の128ページ、8款土木費の予算の総額でございますが、総額で2億9, 085万5, 000円ということで、前年当初予算比較では1億6, 185万5, 000円の減額となっており、主な要因としましては、公営住宅建設工事の減額によるものです。

次ページの、それでは、129ページをお開きください。

公園管理費の公園管理委託は827万6, 000円を計上しており、同じく桜などの公園樹木の防除等を行う公園と樹木防除防疫委託109万2, 000円を計上しております。

下段の備品購入費は、草刈3連りールモアの購入費を計上しております。

次に、131ページをお開きください。

道路維持費の委託料の道路維持委託は2, 096万2, 000円を計上しております。

中段の除雪費の除雪委託は、前年同額の3, 500万円を計上しております。

次に、132ページの道路改修費の委託料1, 350万円の内訳は、橋梁長寿命化計画に基づく元大正3号橋、杉浦橋、豊栄橋、3橋の調査設計費450万円。

新宅地分譲地用地確定費を900万円を計上しております。

同じく工事請負費でございますが、元大正共栄34号道路の改良舗装工事を見込んでおります。

次に、河川改修費の委託費の一般廃棄物委託及び使用料及び賃借料の機械借上料は、西札内明渠等の床ざらいのための機械借上料とボサの処分料を見て計上しております。

次に、135ページをお開きください。

建築総務費のうち、定住対策費、定住促進補助金2, 499万4, 000円の計上でございますが、これらは民間賃貸住宅の助成、あるいは固定資産税にかかわる奨励金として、定住促進奨励、中札内スタイル住宅奨励金、移住促進奨励金を合わせて計上しております。

次に、137ページでございます。

公営住宅建設事業費の委託料の公営住宅設計委託616万9, 000円は、いずみ団地、上札内東団地の居住性ストック改善実施計画及び平成26年度に建設の予定をしております公営住宅2棟4戸の実施設計を予算計上しております。

工事請負費は、単身用特公めぐみ団地2棟、特公あすなろ団地2棟のストック改善工事と、札内団地2棟8戸の解体工事を予定しております。

なお、事業の概要等については、予算に関する資料32ページから34ページ上段にそれぞれ記載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 6款農林業費、7款商工観光費、8款土木費についての概略説明が終わりました。

質疑は明日の会議で受けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、これで延会としたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

延会 午後 4時50分